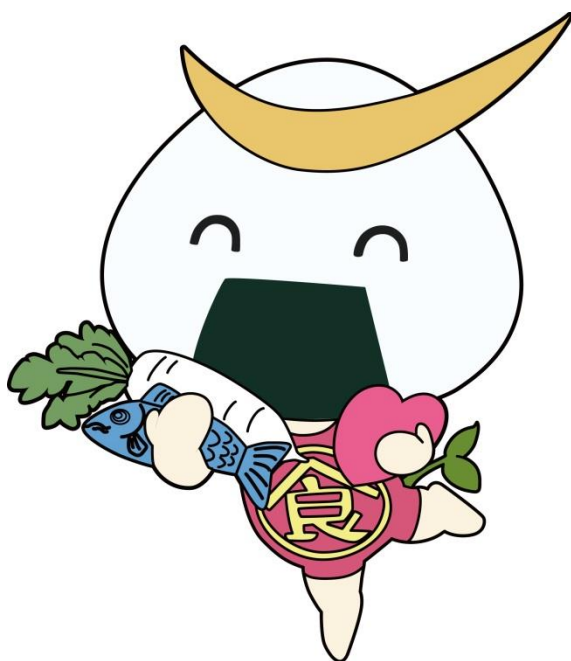


令和元年度 「食の安全安心の確保に関する基本的な計画 (第3期)」に基づく施策の実施状況



©宮城県・旭プロダクション



令和2年10月
宮城県

食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）

目 次

I	食の安全安心の確保に関する施策の実施状況の概要	1
II	食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況	
1	安全で安心できる食品の供給の確保	2
(1)	生産及び供給体制の確立	2
イ	生産者の取組への支援	2
ロ	安全安心な農水産物生産環境づくり支援	6
ハ	事業者に対する支援	9
ニ	震災等からの復興に向けた支援	12
(2)	監視指導及び検査の徹底	14
イ	生産段階における安全性の確保	14
ロ	流通・販売段階における安全性の確保	18
ハ	食品表示の適正化の推進	21
ニ	食品の放射性物質検査の継続	25
2	食の安全安心に係る信頼関係の確立	30
(1)	情報共有及び相互理解の促進	30
イ	情報の収集、分析及び公開	30
ロ	生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進	32
ハ	放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進	37
(2)	県民参加	41
イ	県民総参加運動の展開	41
ロ	県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映	44
3	食の安全安心を支える体制の整備	46
(1)	体制整備及び関係機関等との連携強化	46
(2)	みやぎ食の安全安心推進会議	50
III	実績数値総括表 ～数値目標及び実績数値（成果）～	52
IV	施策の実施状況に対する「みやぎ食の安全安心推進会議」の評価	62
V	資料編	66
1	用語集	
2	みやぎ食の安全安心推進条例	

I 食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）の概要

・ 計画の期間

平成28年度から令和2年度までの5年間

・ 計画の目的

みやぎ食の安全安心推進条例（以下「条例」という。）第1条に規定する「食品の安全性及び信頼性」を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

・ 計画の位置付け

条例第6条第1項の規定に基づき、条例第3章に定める食の安全安心の確保に関する施策について、具体的な取組を推進するための計画としている。

・ 施策の大綱

1 安全で安心できる食品の供給の確保

主に、行政が生産の現場又は流通の段階で生産者・事業者が取り組む食の安全安心を支援するとともに、食の安全安心が確保されているかどうか監視及び指導を行う施策。

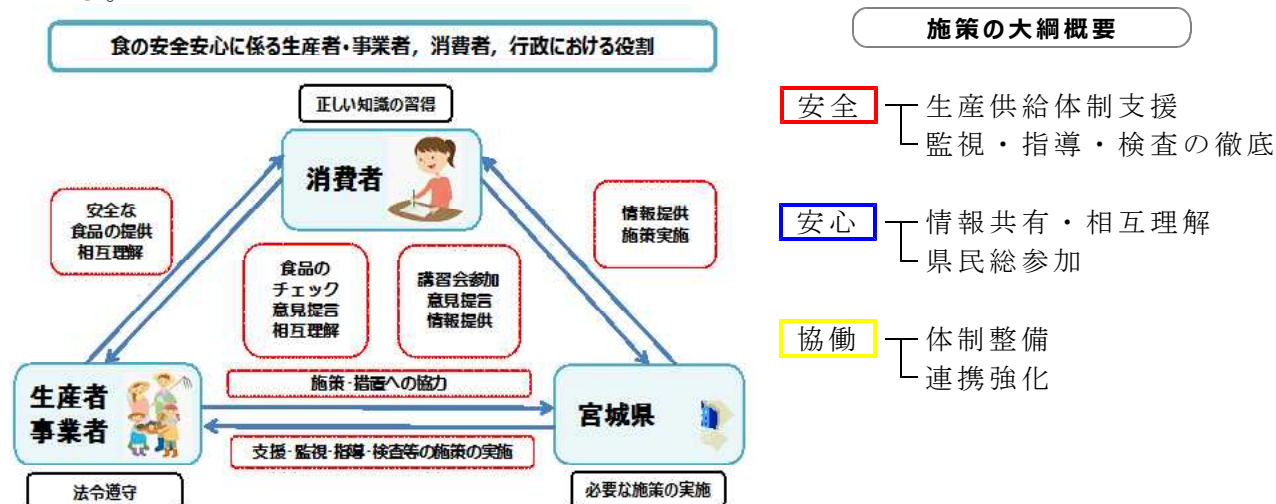
特に、科学的な知見に基づく食品の安全性の確保が必要なことから、「安全」をキーワードとしている。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

県、生産者・事業者及び消費者が共に信頼しながら、食の安全安心を作り上げていく施策。安心して食品を選択するためには、生産者・事業者等と消費者との信頼性の構築が必要なことから、「安心」をキーワードとしている。

3 食の安全安心を支える体制の整備

1と2の施策をサポートし、推進していく施策。県、生産者・事業者及び関係者が連携し総合的に推進していくことが必要なことから、「協働」をキーワードとしている。



Ⅱ 食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況

1 安全で安心できる食品の供給の確保

(1) 生産及び供給体制の確立

イ 生産者の取組への支援

(イ) 食の安全安心のニーズに応える環境にやさしい農業の推進（施策1）

「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の推進については、取組意向のある生産者や法人への訪問などにより、県認証制度を周知した。

さらに、県認証農産物の販売促進ツールとして法被やのぼりを取組農業者の販売促進活動に活用したほか、生産者交流会を開催し、生産者相互の技術交換を図り、県認証制度に基づく生産活動を支援した。また、「消費者と環境保全型農業取組生産者の交流会」を開催し、環境保全型農業への理解醸成を図った。また、県認証農産物のPR販売会について、百貨店のほか、東京のアンテナショップや県庁ロビーで開催した。

このほか、今年度から県認証農産物を消費者に周知するため、県認証農産物を利用している県内の飲食店等を「宮城県産特別栽培農産物推進店」として登録する制度を始め、6店舗を登録した。

さらに、県内における有機農業者や有機農業に関心を持つ団体・農業者・消費者等を広く結集し、有機農業の推進・発展を目的とする「みやぎオーガニックエコ農業協議会」の設立を支援した。(みや米)

消費者と環境保全型農業取組生産者の交流会
(ニンジンほ場の見学)



県認証農産物のPR販売会（県庁ロビー）



【施策1の成果】

みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度について、新規取組者確保に向けた生産者・法人訪問等による周知を図ったことにより、2,613haについて認証登録を行った。また、消費者と環境保全型農業取組生産者の交流会や県認証農産物のPR販売会の開催等により、県認証農産物の認知度が向上した。

具体的な内容

- ・生産者交流会 1回
- ・消費者と環境保全型農業取組生産者の交流会 1回

Ⅱ 実施状況 施策1～4

- ・ 県認証農産物のPR販売会(百貨店, アンテナショップ, 県庁等) 8回・13日
- ・ 県認証制度説明会 2回
- ・ エコファーマー満了者へリーフレット送付(対象者201戸)
- ・ 新規取組者確保に向けた生産者・法人への訪問 7戸
- ・ 宮城県産特別栽培農産物推進店の登録 6店

(ロ) 農業生産工程管理(GAP)等の普及拡大(施策2)

農業生産工程管理(GAP)の導入推進のため、宮城県GAP推進会議を開催し進捗状況や推進方向等について関係団体等との共有を図るとともに、連携してGAPの普及拡大に向けた取組を推進した。(みや米)

県内の畜産物(食品)の安全性を確保し、より良い生産工程管理を実現することにより、畜産農家が安定した経営を継続するために認証の取得を推進した。(畜産)

JGAP取得に向けた公開指導



JGAP(家畜・畜産物)研修会



【施策2の成果】

研修会には農業者や営農指導員, 市町村職員などが参加し, GAPの実践・取組に対する理解を深めることができた。また, GLOBAL G. A. P. や ASIAGAP, JGAP等第三者認証GAPについては, 新たに9件の取得があり, 着実に増加している。このうち2件は農業高校であり, 県内では初めての取得となった。

さらに, 新たに79名が指導員資格を取得し, 指導体制の強化を図った。

具体的な取組

- ・ GAP実践や認証取得に向けた研修会の開催: 24回
(農業者向け17回, 関係機関・団体向け7回)
- ・ みやぎGAP推進アドバイザーによる指導: 3件
- ・ 県事業や国補正事業による認証取得費用に対する支援: 10件
- ・ 指導員の育成のための研修会開催や資格取得のための研修への派遣: 12回

畜産においては, 畜産GAPの概要周知と認証を希望する生産者を支援するため, 研修会の開催や指導員資格の取得のための研修へ派遣した。JGAP認証(畜産物)は, これまで県内2農場が取得しており, JGAP(家畜・畜産物)指導員資格は, 新たに1名が取得, 3名が更新し, 令和元年度末で県内9名となっている。

JGAP認証(畜産物) 2農場

JGAP(家畜・畜産物)指導員資格 9名(令和元年度末)

(令和元年度 新規1名, 更新3名)

(ハ) 農薬の適正使用の推進（施策3）

農業生産の安定と安全な農産物の生産・供給を図るため、農薬使用者等を対象に農薬危害防止運動（令和元年6月1日～8月31日）を実施したほか、農薬危害防止運動研修会や農薬管理指導士養成研修会（認定試験）・更新研修会を開催するなど農薬の適正使用の普及に努めた。（みや米）

農薬管理指導士養成研修会



【施策3の成果】

農薬危害防止運動を実施したことにより、農薬使用者や関係機関・団体、市町村担当者の農薬の適正使用に関する理解が深まった。また、農薬管理指導士の養成研修会、更新研修会を開催したことにより、農薬の適正使用を推進するとともに、農薬管理指導士を新規に51人、更新で53人認定した。

- | | | |
|---------------------|--------|--------|
| ・農薬危害防止運動資料配付枚数 | リーフレット | 9,000枚 |
| ・農薬管理指導士数 | | 1,150人 |
| ・農薬管理指導士養成研修会（認定試験） | | 1回 |
| ・農薬管理指導士更新研修会 | | 6回 |

(ニ) 牛のトレーサビリティシステムの推進（施策4）

生産段階における耳標（個体識別番号）の装着徹底を推進するとともに、生産から流通までの各段階における牛の個体を識別することができるシステム維持のため、耳標装着に係る各種手続き及び登録エラー解消等の支援を行った。（畜産）

耳標を装着した牛



【施策4の成果】

耳標（個体識別番号）の装着が徹底され、牛1頭ごとの生産履歴が把握できる体制が維持され、国産牛肉の信頼性確保が図られた。

本県の飼養頭数（平成31年2月1日現在、「畜産統計」）

乳用牛18,500頭、肉用牛79,800頭

1-(1)-イ（施策1～4） 主な数値目標

項目	基準値	実績	目標値
	平成26年度	令和元年度	令和2年度
環境保全型農業取組面積（ha）	26,700	21,903	30,000
GAP導入団体数（団体）	43	74	80
耳標の装着率（%）	100	100	100

主な関連事業一覧 1-(1)-イ（施策1から施策4）

関係事業名	事業費（千円） [うち国庫除く]	事業概要
環境にやさしい農業定着促進事業 （みやぎ米推進課）	2,009 [2,009]	みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度を運営するとともに、環境と調和した持続性の高い農業に取り組むエコファーマー等の活動を支援した。
GAP認証取得推進事業 （農産物） （みやぎ米推進課）	5,253 [794]	GAP実践に向けた研修会を開催したほか、認証取得費用の支援、指導員資格取得のための研修への派遣を行った。
GAP認証取得推進事業 （畜産物） （畜産課）	479 [479]	畜産GAPの概要周知と認証を希望する生産者を支援するための研修会を開催したほか、指導員資格取得のための研修への派遣を行った。
GAP認証取得推進事業 （林産物） （林業振興課）	702 [0]	GAP認証取得を希望する事業者等の取組を支援したほか、指導員資格取得のための研修への派遣を行った。
農薬安全使用指導事業 （みやぎ米推進課）	762 [388]	農薬の適正使用の推進のため、農薬危害防止運動や農薬管理指導士研修会を実施した。

ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援

(イ) 土壌環境適正化の推進（施策5）

カドミウム基準値超過米（以下、超過米）の発生を抑制するため、超過米が発生する恐れのある地域の水稻生産者を対象に水稻栽培水管理ごよみを配布したほか、関係機関と連携して湛水管理の徹底を指導した。また、米の出荷前にカドミウム含有量を調査し、超過米が確認された場合は、市場流通しないよう要請するとともに焼却処分するよう指導した。

このほか、カドミウム低吸収性イネ県育成品種「東北228号」を現地実証した。
（みや米）

【施策5の成果】

令和元年産の超過米の発生数量は4,990袋（30kg/袋）となり、すべて市場流通しないよう処分した。

(ロ) 家畜伝染病の発生予防の徹底（施策6）

家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫及び豚熱等家畜伝染病等の発生予防とまん延防止に努めた。また、慢性疾病発生低減のための検査・指導を実施した。

高病原性鳥インフルエンザについては、モニタリング検査としてウイルス分離・抗体検査などを実施するとともに、100羽以上を飼養する県内のすべての養鶏場を対象に死亡羽数の報告を求めるなど、異常の早期発見と予防対策の啓発に努めた。

また、平成29年3月の発生経験を踏まえ、統一対応マニュアルの検証や地域ごとに防疫演習を実施したほか、伝染病の侵入防止のため、発生シーズン前（6～9月末）に農場を巡回し、飼養衛生管理基準遵守の指導を実施した。（畜産）

【施策6の成果】

延べ1,731,717頭羽の牛豚鶏を対象に、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、家畜伝染病の発生予防とまん延防止が図られ、安全で高品質な畜産物の生産が確保された。

慢性疾病については、生産性を阻害する疾病群を対象に、牛10戸、豚6戸、鶏4戸で検査を実施し、慢性疾病発生と経済的損失の低減に努めた。

高病原性鳥インフルエンザについては、モニタリング検査としてウイルス分離・抗体検査などを実施するとともに、100羽以上を飼養する県内のすべての養鶏場131戸を対象に死亡羽数の報告を求めるなど、異常の早期発見と予防対策の啓発に努めた。

また、国内での豚熱の継続発生から、本県での対応として特定家畜伝染病対策本部設置要綱及び対策本部設置運営要領を改正し、実用性を高めるため、平成30年度作成した豚コレラ防疫対応マニュアルを検証した。

Ⅱ 実施状況 施策5～7

(ハ) 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進（施策7）

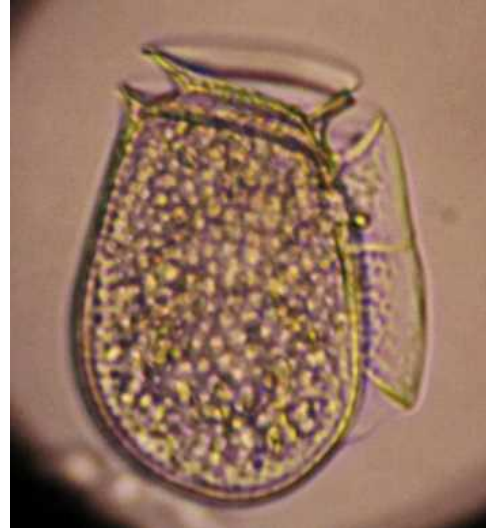
食中毒の原因となる貝毒について、宮城県漁業協同組合と連携し、効果的な監視体制を維持して、貝毒プランクトン調査及び貝毒検査の結果を共有するとともに、ホームページ等により県民への情報提供を行い、食中毒の未然防止に努めた。

また、漁業協同組合と連携し、漁業協同組合が自主的に実施するノロウイルス検査結果について、県関係機関と情報共有を図った。（水整）

まひ性貝毒プランクトン



下痢性貝毒プランクトン



【施策7の成果】

貝毒検査値が自主規制値を超えた場合には、生産者関係団体が出荷自主規制措置を実施したことにより、貝毒を原因とする食中毒の未然防止が図られた。

漁業協同組合では、県沿岸域を14海域に区分し、海域ごとにノロウイルス検査を行い、陽性の場合には加熱用で出荷し、ノロウイルスを原因とする食中毒の未然防止が図られた。

ノロウイルス自主検査検体数 687検体（うち陽性反応23検体）

まひ性貝毒検査 228検体（うち規制回数19回）

下痢性貝毒検査 161検体（うち規制回数17回）

貝毒プランクトン調査 90回

（北部47回，中南部34回，仙台湾全域9回）

1 - (1) - ロ（施策5～7） 主な数値目標

項 目	基準値	実績	目標値
	平成26年度	令和元年度	令和2年度
貝毒プランクトン観測定点調査実施率 (%)	100	100	100

Ⅱ 実施状況 施策5～7

主な関連事業一覧 1 - (1) - ロ (施策5から施策7)

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
農用地土壌汚染対策推進事業 (みやぎ米推進課)	9,600 [9,600]	カドミウムの吸収抑制対策として水田の湛水管理の徹底を図るとともに、米のカドミウム含有量を調査し、超過米は市場流通しないよう処分した。
土壌由来リスク対策事業 (みやぎ米推進課)	2,489 [1,456]	カドミウム低吸収性イネ品種「東北228号」の特性を現地実証した。また、その他のカドミウム低吸収性イネ品種の交配・選抜を実施した。
家畜伝染病予防事業 (畜産課)	39,793 [19,820]	家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病、家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図った。
家畜衛生対策事業 (畜産課)	18,552 [13,898]	家畜の慢性疾病の発生低減のための検査・指導を実施した。
有用貝類毒化監視・販売対策事業 (水産業基盤整備課)	7,465 [4,295]	貝毒プランクトン調査を実施し、貝毒監視体制の強化を図った。また、貝毒検査(カキ・ホタテ・マボヤ等)を実施し、生産物の安全確保を行った。

ハ 事業者に対する支援

(イ) 事業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進（施策8）

平成30年6月に食品衛生法が改正され、このうち「HACCPに沿った衛生管理の制度化」については令和2年6月に施行された（経過措置：施行後1年間は旧規定により定められた基準による）。これにより、原則として全ての食品等事業者は一般衛生管理に加えてHACCPに沿った衛生管理を実施することが制度化されたため、このことについて事業者へ普及・啓発を図ると共に各事業者の導入を支援するため、事業者を対象としたHACCP研修会をHACCP制度の区分別に計6回開催した。

（食暮）

なお、水産加工業においては、水産加工品の海外への販路拡大を図るため、水産加工業者に対して専門家を派遣し工場診断・指導等を行い、HACCP認証取得についても支援した。（水振）

農産加工事業者等に対し、食品関係法令等の周知徹底を図ることを目的に、「食品表示セミナー」と「農産加工の衛生管理等セミナー」を、それぞれ1回開催した。

食品表示セミナーは、「猶予はあと8か月！あなたの商品、食品表示基準への移行は済んでいますか！？～正しい食品表示の知識を身につけて食品表示ラベルを見直しましょう！～」と題して、食品表示法の変更点や農産加工に特化した知識向上を図り、正しい表示の励行に努めた。「農産加工の衛生管理等セミナー」は、「農産加工における衛生管理とHACCPに関する基礎知識」と題して、HACCPや一般的衛生管理、記録に残す重要性などについて学び、知識向上を図った。（なりわ）

HACCP工場・指導診断①



HACCP工場・指導診断②



HACCP研修会



【施策8の成果】

事業者がHACCP制度化に円滑に対応できるよう、「HACCPに基づく衛生管理」、あるいは「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」のそれぞれについて、実習を取り入れながら講習会を開催した。

HACCP研修会

HACCPに基づく衛生管理 3回開催 38社 49人

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 3回開催 72社 97人

みやぎHACCP認証件数（括弧内は令和2年3月31日現在の登録件数）

プレミアム認証件数 0件（3） ステップ3認証件数 4件（21）

ステップ2認証件数 8件（20） ステップ1認証件数 1件（8）

（水産関係）

水産加工業者12者に対し、工場診断・指導等を行い、HACCP認証取得に係る基礎知識の習得が図られた。

（農業関係）

「食品表示セミナー」は農産加工者、農産物直売所関係者、農業協同組合、市町村、県関係機関等、59名が参加した。「農産加工の衛生管理等セミナー」農産加工者、農業協同組合、市町村、県関係機関等、27名が参加した。

（ロ） 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大（施策9）

県産食材を積極的に利用し、地産地消の推進に取り組んでいる県内の飲食店等を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、使用する県産食材の産地等をメニュー等で表示する取組を推進した。（食振）

食材王国みやぎ地産地消推進店表示板



みやぎの酒リーフレット



【施策9の成果】

地産地消推進店については、407店舗が登録されており、県産食材の消費拡大が図られた。

Ⅱ 実施状況 施策 8 ～ 9

1 - (1) - ハ (施策 8 ～ 9) 主な数値目標

項 目	基準値	実 績	目標値
	平成 2 6 年度	令和元年度	令和 2 年度
H A C C P 研修会参加施設数	6 6	1 1 0	2 0 0
地産地消推進店登録店舗数※	2 4 1	4 0 7	4 5 0

※基準値は平成 2 4 年度

主な関連事業一覧 1 - (1) - ハ (施策 8 から施策 9)

関 係 事 業 名	事業費 (千円) [うち国庫除く]	事 業 概 要
H A C C P 定着事業 (食と暮らしの安全推進課)	1, 2 6 5 [1, 0 1 1]	食品等事業者に対し, H A C C P による衛生管理を普及・啓発するための研修会を開催した。
水産加工業者の H A C C P 普及推進事業 (水産業振興課)	4 2 9 [4 2 9]	水産加工業における H A C C P の普及促進を図るため, 専門家による衛生管理講習会工場診断等を実施した。
農産物直売所・農産加工 ブラッシュアップ支援事業 (農山漁村なりわい課)	4 6 [4 6]	農産加工事業者の商品力や販売力の向上を目的に, 専門アドバイザー派遣や研修会を開催した。
食育・地産地消推進事業 (食産業振興課)	5, 7 9 1 [5, 7 4 7]	食材王国みやぎ地産地消推進店の登録事業を推進するとともに, 地産地消推進店と連携し県産食材等の P R に取組み, 地産地消を推進した。

ニ 震災等からの復興に向けた支援

(イ) 市町村・農業者等への営農対策支援（施策10）

東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、県産農産物の安全性を確保するため、主要な県産農産物等を対象に放射性物質検査を行った。また、放射性物質濃度のデータ等を活用し、営農対策等について検討した。（みや米）

【施策10の成果】

国や関係機関等と連携し、農産物の放射性物質検査を実施した結果、基準値を超過したものはなく、農産物の安全性が確認された。県内農地土壌を対象に定点調査を実施するとともに、放射性物質濃度のデータを活用し、営農対策等について検討した。

(ロ) 水産関係の施設等の整備支援（施策11）

東日本大震災より被災した共同利用施設について国の補助事業を活用し、共同漁具倉庫、上架施設等4施設の復旧整備に対する支援を行った。

なお、浄化施設を備えた共同カキ処理場については、復旧を計画していた41施設が平成27年度までに全て復旧している。（水整）

共同漁具倉庫



上架施設



【施策11の成果】

震災からの復興に向け、漁業協同組合等が共同利用施設として復旧を進める養殖関連施設の整備を支援し、養殖業の復旧・復興を推進した。

令和元年度完成施設数 4施設

(ハ) 特用林産物の生産再開への支援（施策12）

原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除を進めるため、県外産の汚染されていない原木の調達を支援したほか、安全な原木しいたけ栽培に必要な施設の整備及び資機材の購入を支援した。また、県内産原木の使用再開に向け、令和元年12月に原木用非破壊検査装置を導入し、県内産原木の測定（非破壊）と測定原木を用いた栽培実証に着手した。（林振）

Ⅱ 実施状況 施策10～12

管理された原木しいたけの生産現場



原木用非破壊検査装置



【施策12の成果】

適切な生産工程管理による安全安心な原木しいたけ栽培の取組が進められており、新たに8名の生産者が出荷制限解除を実現し、これまでに延べ16市町村で49名が生産再開を果たした。(林振)

県外産原木の購入支援本数

175千本

主な関連事業一覧 1-(1)-ニ(施策10から施策12)

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
農産物放射能対策事業 (みやぎ米推進課)	9,186 [9,186]	農産物等の安全性を確認するため、主要県産農産物等を対象とした放射性物質の濃度を把握し安全性を確認したほか、今後の営農対策の検討に資するデータとして活用した。
水産業共同利用施設復旧整備事業 (水産業基盤整備課)	139,340 [46,505]	共同漁具倉庫、上架施設等4施設の共同利用施設整備を支援した。
特用林産物放射性物質対策事業(うち生産支援) (林業振興課)	92,171 [0]	県外から無汚染の原木及び生産資材を購入する経費を支援した。
きのこ生産資材供給体制整備事業(非破壊検査装置導入) (林業振興課)	25,263 [25,263]	県内産原木の使用再開に向けて、利用可能な原木林の区域判定等を行うための非破壊検査装置を導入した。

(2) 監視指導及び検査の徹底

イ 生産段階における安全性の確保

(イ) 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化（施策13）

安全で安心な農産物の供給を図るため、農薬販売者を対象に農薬の保管管理や展示販売等について、また、農薬使用者を対象に農薬使用基準の徹底や農薬の保管管理等について、農薬取締法に基づく立入検査を実施した。（みや米）

安全安心な養殖魚の生産体制を構築するため、魚類養殖業者に対して、水産用医薬品の適正使用や養殖管理に関する巡回指導等を行った。（水整）

【施策13の成果】

（農業関係）

農薬販売者及び農薬使用者に対する立入検査を実施したことにより、適正な販売方法及び使用方法について理解が深まった。

- ・ 農薬販売者に対する立入検査数 302件（農薬販売者数 1,007）
- ・ 農薬使用者に対する立入検査 49件

（水産関係）

魚類養殖業者への巡回指導を行い、内水面養殖場において水産用医薬品が適正に使用されていることを確認した。海面養殖業者に対しては宮城県漁業協同組合と連携して養殖管理に関する指導を適宜行い、無投薬養殖が行われていることを確認した。

また、養殖業者等を対象に魚類防疫推進会議を開催し、全国や県内の魚類防疫対策等の情報を共有するとともに医薬品の適正使用の実施について指導を行った。

対象経営体数	103経営体
養殖衛生指導を行った経営体数	103経営体
内訳（重複する業者を含む）	
①巡回指導によるもの	51経営体
②魚類防疫推進会議によるもの	32経営体
③その他によるもの	93経営体

(ロ) 肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施（施策14）

肥料の品質保全及び公正な取引を確保するため、肥料取締法に基づき、肥料の生産業者に対して立入検査を実施し、生産されている肥料の収去・分析を行った。

（みや米）

家畜用飼料の安全性確保のため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下、「飼料安全法」、昭和28年法律第35号）に基づき、飼料製造工場などへの立入検査を行った。（畜産）

養殖用飼料の安全性確保のため、養魚用配合飼料及び養魚用飼料の原料となる魚粉の製造工場への立入、収去検査を行った。（水整）

II 実施状況 施策13～16

特殊肥料（堆肥）の収去



飼料の収去作業状況



【施策14の成果】

（肥料 農業関係）

肥料生産業者への立入検査を28件実施し、そのうち収去検査は23点実施した。

肥料生産業者への立入検査	28件（生産業者数792）
収去検査（特殊肥料等）	23点
違反件数	0件

（飼料 畜産関係）

飼料安全法に基づき、飼料製造工場及び飼料販売店への立入検査を51か所実施した。立入時に収去した飼料の分析検査を25点実施し、このうちBSE発生防止に係る検査として、牛用飼料への動物由来たんぱく質混入検査を5点実施した。

立入検査の結果、飼料安全に関わる重大な違反（危害物質の混入や飼料の成分不足等）は確認されなかった。

飼料製造工場及び飼料販売店への立入検査	51件（製造工場数35）
飼料分析検査	25点
うち動物由来たんぱく質混入検査	5点

（飼料 水産関係）

養魚用の配合飼料やその原料となる魚粉の製造工場への立入検査及び飼料の収去検査を実施した結果、飼料安全法に基づく違反等は無く、養魚用飼料の安全性を確認した。

養魚用配合飼料及び魚粉製造工場への立入検査	9件（製造工場数9）
養魚用配合飼料及び魚粉の分析検査	10件

(ハ) 動物用医薬品の流通、販売等に関する指導（施策15）

動物用医薬品の適正使用のため、動物用医薬品販売業の立入検査及び適正使用に関する指導を行った。（畜産）

【施策15の成果】

動物用医薬品販売業者への監視指導と立入検査により、動物用医薬品の適正な流通が図られた。

動物用医薬品販売業立入検査 86件 （販売業者数352）

(ニ) 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施（施策16）

高病原性鳥インフルエンザの予防のため、定点モニタリング及び強化モニタリング検査を実施した。また、県内養鶏農場から死亡羽数の報告を求め、異状を早期発見する体制を維持した。（畜産）

【施策16の成果】

- ・ 定点モニタリング検査 12戸 1,430羽
- ・ 強化モニタリング検査 30戸 300羽
- ・ 死亡羽数の報告 131戸

定点モニタリング検査として、県内12か所の農場において、毎月1回ウイルス分離検査と抗体検査を実施した。また、強化モニタリング検査として、県内で100羽以上の鶏を飼養する農場から抽出し、年1回の抗体検査を実施した。

さらに、県内で100羽以上の鶏等を飼養する全ての農場131戸から、毎月1回以上1週間の死亡羽数等について報告を求め、異常の早期発見と通報に努めた。

1-(2)-イ（施策13～16） 主な数値目標

項 目	基準値	実績	目標値
	平成26年度	令和元年度	令和2年度
肥料成分不足・違反点数違反割合（%）	0	0	0
動物用医薬品販売の違反件数（件）	2	6	0

主な関連事業一覧 1-(2)-イ（施策13から施策16）

関係事業名	事業費（千円） [うち国庫除く]	事業概要
農薬安全使用指導事業 （再掲） （みやぎ米推進課）	762 [388]	安全で安心な農産物の供給を図るため、農薬取締法に基づく立入検査を実施した。

Ⅱ 実施状況 施策13～16

養殖衛生管理体制整備事業 (水産業基盤整備課)	5, 175 [2, 702]	魚類防疫会議を開催し、養殖業者の防疫意識の向上を図るとともに養魚場の巡回指導を行い適正養殖管理を指導した。また、養魚用飼料生産工場の立入、収去検査を実施し、飼料の安全性を確認した。
肥料検査取締業務 (みやぎ米推進課)	421 [421]	肥料生産業者への立入検査を実施し、生産されている肥料の収去・分析を実施した。
流通飼料対策事業 (畜産課)	832 [832]	飼料製造・販売事業場への立入検査及び収去飼料の分析検査を実施した。
動物用医薬品取締指導事業(畜産課)	201 [201]	動物用医薬品販売業者への立入検査を実施し、適正な流通が図られるよう指導を行った。
家畜伝染病予防事業 (再掲)(畜産課)	39, 793 [19, 820]	家畜伝染予防法に基づき、家畜伝染病、家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図った。
家畜衛生対策事業(再掲) (畜産課)	18, 552 [13, 898]	家畜の慢性疾病の発生低減のための検査・指導を実施した。

ロ 流通・販売段階における安全性の確保

(イ) 食品営業施設の監視指導の徹底（施策17）

食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設等に対する計画的かつ効果的な監視指導を実施し、必要に応じ適切な衛生管理を指導した。また、定期的に食品衛生担当者会議等を開催し、業務の進捗状況の管理や情報を共有し事業の最適化を図った。

食中毒予防月間には、広域流通食品の製造施設等を対象として集中的に一斉監視を実施するとともに、食品事業者に対する講習会や消費者を対象とした街頭キャンペーンを実施し、手洗いの励行や、食肉の加熱徹底、生食用鮮魚における寄生虫等の除去など、食品事業者のみならず消費者に対しても食中毒予防を啓発した。（食暮）

【施策17の成果】

飲食店及び食品製造施設等に対し計画的に監視を実施し、施設や設備の確認や、衛生管理等について指導した。不適切な施設や設備、食品の取扱に対して改善を求めることで、事業者の衛生管理に対する意識向上を促し、飲食に起因する食中毒等の事故防止が図られた。

飲食店及び食品製造施設等に対する監視指導

施設数 22, 259施設（うち重点監視施設473施設）

監視延べ件数 18, 191件（うち重点監視施設延べ監視件数1, 007件）

* 重点監視施設

大規模食中毒が発生するおそれのある施設の他、不良・違反食品が発生しやすい業種、広域に流通する食品を製造・加工する施設などを各保健所毎に定め、重点的に施設監視を実施する。

(ロ) 食品検査による安全性の確保（施策18）

食品の安全を確保するため、県内に流通する食品（輸入食品を含む）について、食品衛生法に基づく規格基準検査や食品中に残留する農薬、添加物などの検査を実施し、基準逸脱や誤った表示が記載された食品の流通を防止した。

また、検査に必要な設備や機器の保守点検や更新等の検査環境整備を図ると共に、検査精度管理を実施し、検査成績の信頼性を確保した。（食暮）

【施策18の成果】

県内で生産・製造された食品や流通している輸入食品などの規格基準等の検査を実施し、食品の安全性を確保した。

検査の結果、基準の逸脱や不適切な表示が判明した食品8件について、事業者に対して改善を指導した。

収去検査等	細菌検査	1, 358検体
	理化学検査	2, 219検体
特殊有害物質等検査		212検体
うち残留農薬検査		82検体
うち輸入食品検査		148検体

(ハ) 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導（BSE対策を含む）の徹底
（施策19）

かきによる食中毒を未然に防止するため、かきの採取海域等に関する加工基準の確認、かき処理場等の監視指導、収去検査等を実施し、生食用かきの規格基準の遵守、ならびにその衛生的取扱いを指導した。

と畜検査、食鳥検査においては、疾病や異常の排除を行う他、動物用医薬品等の残留検査を実施した。また、と畜場、食鳥処理場の衛生管理に関する監視指導を実施し安全な食肉の供給を図った。BSE対策では、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、生体における神経症状の確認及び必要に応じたBSE検査の実施の他、特定危険部位の除去の徹底を指導した。（食暮）

と畜検査（枝肉）の様子



精密検査（微生物）の様子



【施策19の成果】

かき処理場等の施設の監視指導やかきの検査等により、基準に適合しないかきの流通を防止し、これらに起因する健康被害の発生を防止した。

また、と畜検査やと畜場の監視指導及び食鳥検査等により、食用に不適合となる食肉の流通を防止し、これらに起因する健康被害の発生を防止した。

かき関係

かき処理場	106施設	延べ監視件数	187件
かき袋詰め業者	88施設	延べ監視件数	120件
かき入札場	3施設	延べ監視件数	3件

食肉処理関係

と畜場法に基づくと畜場の監視指導	年2回（重点監視）
食肉輸送車の監視	25台

食鳥処理関係

食鳥処理場の監視	273回（重点監視）
認定小規模食鳥処理場の監視	14回

BSE関係

BSE検査頭数	6頭
---------	----

(二) 米穀事業者の監視指導の徹底（施策20）

米トレーサビリティ法に基づき、東北農政局と連携しながら立入検査を行った。

（みや米）

【施策20の成果】

宮城県域事業者（生産者、小売業者、飲食業者等）への立入検査を46件実施し、産地情報の伝達や取引記録の整備が図られた。

宮城県域事業者が参加する催事などを通じて、資料配付等を行うなど制度の周知徹底及び制度の遵守に対する啓発を行った。

1 - (2) - ロ（施策17～20） 主な数値目標

項 目	基準値	実績	目標値
	平成26年度	令和元年度	令和2年度
食品営業施設の監視指導率（%）	100	116	100
食品検査率（%）	100	98.6	100
かき処理場等の監視指導率（%）	100	94	100

主な関連事業一覧 1 - (2) - ロ（施策17から施策20）

関係事業名	事業費（千円） [うち国庫除く]	事業概要
食品営業施設監視指導事業 （食と暮らしの安全推進課）	13,231 [13,231]	飲食に起因する衛生上の危害防止のため、飲食店や製造施設等を監視指導した。
食中毒防止総合対策事業 （食と暮らしの安全推進課）	11,215 [11,215]	食中毒の発生を防止するため、観光地大型旅館や集団給食施設等に対して重点的に監視指導すると共に講習会を実施した。食中毒予防に関するチラシを作成し啓発活動に使用した。
食品検査対策事業 （食と暮らしの安全推進課）	25,541 [25,541]	安全な食品を供給するため、食品等の規格基準、食品に残留する農薬や添加物等の検査を実施した。
かき処理指導事業 （食と暮らしの安全推進課）	4,417 [4,417]	かき処理場等の監視指導及び生食用かきの収去検査等を実施した。
と畜食肉検査費 （食と暮らしの安全推進課）	41,599 [41,599]	と畜検査の実施及びと畜場等の衛生管理指導等を実施した。
食鳥肉検査費 （食と暮らしの安全推進課）	2,145 [2,145]	食鳥検査の実施及び食鳥処理場等の衛生管理指導等を実施した。
牛海綿状脳症検査事業費 （食と暮らしの安全推進課）	2,765 [2,105]	BSE検査、特定危険部位の除去確認等を実施した。

ハ 食品表示の適正化の推進

(イ) 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施（施策 2 1）

食品表示法に基づく表示に関し、衛生事項、品質事項及び保健事項について、それぞれ所管する部署において、食品関連事業者からの相談対応及び監視指導等を行った。

食品表示のうち衛生事項については、広域流通食品を中心に監視を行い、食品製造・加工等事業者に対し、食品表示のうちアレルギー表示等の衛生事項を指導、食品表示の不備による健康被害の防止を図った。

食品関連事業者に向けた講習会等において、食品表示について解説し適正表示を啓発した。

「食の 1 1 0 番」に消費者から寄せられた食品表示に関する情報や相談に応じ、適切な表示の助言を行うとともに、必要に応じ食品関連事業者に対し改善を指導した。

品質事項については、国及び県に設置している食品表示 1 1 0 番等に寄せられた被疑情報について、国、市町村等の関係機関と連携し、食品表示法及び不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に基づく調査を実施し、事業者に対して必要な指導を行った。（食暮）

保健事項及び健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止等について、食品関連事業者からの相談対応及び指導を行い、食品表示の適正化に努めた。（健推）

また、輸入生かきの混入による産地偽装を防止するため、宮城県産生かき適正表示協会会員に対して、輸入生かき偽装防止特別監視員による監視指導を実施の上、調査結果を県ホームページで公開し、産地偽装の防止と宮城県産生かきの信頼性向上に努めた。（食暮）

【施策 2 1 の成果】

（品質事項）

食品表示 1 1 0 番等への情報提供に基づき、必要な調査・指導を行った結果、事業者の食品表示の適正化につながった。

また、宮城県産生かき適正表示協会会員のうち 1 3 事業者を対象に調査を実施した結果、偽装・混入は確認されず、宮城県産生かきの信頼性の確保が図られた。

食品表示 1 1 0 番等への相談及び通報等	4 0 8 件
食品表示 1 1 0 番等への情報提供に基づく指導	4 件
輸入生かき偽装防止特別監視員による調査	1 3 件
うち改善指導件数	0 件

（衛生事項）

事業者の指導を行うとともに、食の 1 1 0 番を通じて適切な調査・指導を実施した結果、食品表示の適正化につながった。

食の 1 1 0 番への食品表示に関する相談及び通報等	1 3 4 件
食品表示のうち衛生事項に関する指導	2 件

Ⅱ 実施状況 施策21～23

(保健事項及び健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止)

食品関連事業者に指導を行い、食品表示の適正化を図った。

栄養成分表示に関する相談	457件
栄養成分表示に関する指導	8件
健康増進法に基づく健康の保持増進効果に関する誇大広告の禁止に関する相談	13件
健康保持増進効果等に関する誇大広告の禁止に関する指導	4件

(ロ) ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施(施策22)

みやぎ食の安全安心消費者モニターの中から100人を食品表示ウォッチャーとして委嘱し、令和元年6月から12月までの7か月間、それぞれ毎月2店舗、各5品目を調査することにより、食品表示法に基づく義務表示の状況についてモニタリング調査を実施した。

モニタリング調査に当たっては、業務説明会で表示に関する研修を実施したほか、食品表示ウォッチャーだよりを発行し、食品表示の知識の提供及び調査結果のフィードバックを行った。

不適正表示の疑義があった事業者に対しては、確認調査を実施し、必要な指導を行った。(食暮)

食品表示ウォッチャー業務説明会



【施策22の成果】

食品表示ウォッチャーにより、延べ1,359店舗において食品表示に関するモニタリング調査を行った結果、82件について不適の疑いありと報告があった。報告内容を県で確認の上、必要な調査を行い、4件の改善指導を行うことで、不適正な表示が是正された。

なお、県に措置権限がない3件については、速やかに所管する行政機関に情報を提供した。

食品表示ウォッチャーに対しては、業務説明会における研修や食品表示ウォッチャーだよりで食品表示に関する知識を提供し、理解を深めた。

食品表示ウォッチャーの委嘱数	100人
食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査	1,359店舗

Ⅱ 実施状況 施策21～23

うち不適の疑いありの報告

82件

うち県による改善指導

4件

(ハ) 食品表示に関する研修会等の実施（施策23）

事業者等が開催する食品表示に関する研修会等に講師として職員を派遣したほか、食品表示をテーマとした研修会や食の安全安心セミナーを開催した。また、年間を通じて、消費者や事業者からの食品表示に関する相談に対応し、適正表示の普及と指導を行った。（食暮）

食品表示法（保健事項）及び健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止等について、食品関連事業者や県民に対して研修会やホームページ等で情報提供を行い、適正な食品表示に関する普及啓発を行った。（健推）

食品表示研修会



消費者向け栄養成分表示リーフレット



【施策23の成果】

食品表示に関する研修会等に講師を11回派遣し、計663人の参加があった。また、新たな食品表示制度の完全施行に向けた研修会を実施し、事業者等の理解を深めた。

栄養成分表示に関する研修会は27回実施し1,120人、虚偽誇大広告等の禁止に関する研修会は9回実施し301人の参加があった他、県ホームページや広報誌等により適正な食品表示について周知を行った。

食品表示に関する研修会への講師派遣	11回
食品表示に関する研修会や説明会の開催	3回
栄養成分表示に関する研修会	27回
虚偽誇大広告等の禁止に関する研修会	9回

※ 研修会等は、衛生事項、品質事項、保健事項の重複を含む。

Ⅱ 実施状況 施策 21～23

1 - (2) -ハ (施策 21～23) 主な数値目標

項 目	基準値	実績	目標値
	平成 26 年度	令和元年度	令和 2 年度
食品表示適正店舗数の割合 (%)	98.4	99.7	100
食品表示に関する研修会・説明会等の開催回数 (回)	8	14	20

主な関連事業一覧 1 - (1) -ハ (施策 21 から施策 23)

関係事業名	事業費 (千円) [うち国庫除く]	事業概要
食の 110 番 (食と暮らしの安全推進課)	0 [0]	県内 7 保健所 2 支所に「食の 110 番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や疑問に関する相談を受け付け、相談者へ適切な情報を提供すると共に、必要に応じて食品事業者に対する指導を行った。
食品営業施設監視指導事業 (再掲) (食と暮らしの安全推進課)	13, 231 [13, 231]	飲食に起因する衛生上の危害防止のため、飲食店や製造施設等を監視指導した。
食品表示適正化事業 (食と暮らしの安全推進課)	1, 105 [1, 105]	「食品表示 110 番」等に寄せられた被疑情報に基づき、事業者に対する調査指導等を行った。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、小売店のモニタリング調査を実施した。さらに、食品表示に関する相談に対応したほか、食品表示制度の普及啓発を行った。
栄養成分表示適正化事業 (健康推進課)	392 [392]	食品表示法及び健康増進法の規定による栄養成分表示や健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止について、普及啓発及び相談・指導等を実施した。

ニ 食品の放射性物質検査の継続

(イ) 農林水産畜産物等の検査（施策24）

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知により、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づいて、県内で生産される主要な農産物、林産物、畜産物、水産物等について、四半期ごとに「農畜水産物等の放射性物質検査計画」を定め、検査を実施した。

野生鳥獣の肉については、県民の安全確保を図るため、イノシシ肉など110検体を対象に、放射性物質モニタリング検査を実施した。また、ニホンジカ肉の出荷制限指示及び一部解除に伴い、放射性物質全頭検査として、208検体の検査を実施した。

検査に当たっては、試験研究機関にゲルマニウム半導体検出器（精密検査機器）、地方機関及び県内の主要魚市場にNaIシンチレーションスペクトロメータ等（簡易検査機器）を配置して検査を実施し、安全性が確認された食品の流通に努めた。検査で基準値を超過したときは、県が出荷自粛を要請する等、生産物が市場に流通しないようにした。

また、放射性物質検査の計画・結果は、県ホームページ「放射能情報サイトみやぎ」等で、速やかに公表した。（食振）（みや米）（園振）（畜産）（林振）（水産）（自保）

精密検査測定器



簡易検査測定器



【施策24の成果】

各機関等に設置した検査機器の維持管理等により、検査体制の整備を行った。

ゲルマニウム半導体検出器及び地方機関等に配置したNaIシンチレーションスペクトロメータにより、県産農林水産物の放射性物質検査を行い、結果をホームページ等で公表し、県民の不安の解消に努めた。

（農産関係）

検査対象 県内産の野菜類・果実類，穀類

検査概要	精密検査	米	34点	うち基準値超過	0点
		麦類	12点	うち基準値超過	0点
		大豆	35点	うち基準値超過	0点
		そば	33点	うち基準値超過	0点
		野菜類	1,688点	うち基準値超過	0点
		果実類	94点	うち基準値超過	0点

検査結果 基準値を超過したものはなく、農産物の安全が確認された。

(畜産関係)

検査対象 県内産の原乳及び牛肉

検査概要 精密検査 原乳 60点 うち基準値超過 0点
簡易検査等 牛肉 25, 249点 うち基準値超過 0点

検査結果 基準値を超過したものはなく、畜産物の安全が確認された。

(林産物関係)

検査対象 県内産のきのこ・山菜類

検査概要 精密検査 763点 うち基準値(100Bq/kg)超過 56点
簡易検査 144点 うち精密検査実施目安(50Bq/kg)超過 5点

検査結果 基準値を超過した56点は、既に出荷が制限されている地域から採取されたもので、市場には流通していない。

(水産関係)

検査対象 県内で水揚げされる水産物

検査概要 精密検査 1, 539点 うち基準値超過 0点
簡易検査 16, 827点 うち精密検査実施目安の超過 0点

検査結果 基準値を超過したものはなく、水産物の安全が確認された。

(野生鳥獣関係)

検査対象 県内で捕獲された野生鳥獣(イノシシ等)の肉及び出荷対象となるニホンジカの肉

検査概要 精密検査 イノシシ等 110点 うち基準値超過 1点
ニホンジカ 208点 うち基準値超過 0点

検査結果 結果を速やかに報道機関や県ホームページを通じて公表するなどにより、県民の不安解消が図られたとともに、事業者の経営安定に寄与した。

(ロ) 流通食品の検査(施策25)

「令和31年度食品衛生監視指導計画」に基づき、県内に流通する食品について、四半期ごとに「農畜水産物等の放射性物質検査計画」を定め、これに基づき計画的に流通食品の放射性物質検査を実施した。(食暮)

【施策25の成果】

流通食品の検査を実施し、結果を記者発表やホームページ等で公表することで県民の不安の解消に努めた。

検査対象 県内に流通する牛乳、清涼飲料水(ミネラルウォーター、茶等)、乳児用食品、一般食品等

検査概要 精密検査 飲料水、牛乳、乳児用食品 83点 うち基準値超過0点
簡易検査 一般食品 321点 うち基準値超過0点

(うち豚肉、めん羊肉、山羊肉 116点 うち基準値超過0点)

検査結果 基準値を超過した検体はなく、県内における流通食品の安全が確認された。

(ハ) 学校給食等の検査（施策26）

児童生徒等のより一層の安全・安心の確保の観点から、学校給食における放射性物質の濃度を把握するための検査を行い、ホームページや学校給食だより等に測定結果を掲載することによって、学校や保護者との情報の共有に努めた。（スポ健）

児童らのより一層の安全安心の確保を図る観点から児童福祉施設等で提供される給食における放射性物質の濃度を把握するため、給食一食分全体について事後検査を実施した。（子ども）

【施策26の成果】

（学校給食）

学校給食用食材のサンプル測定（簡易測定による事前測定）を514点測定したところ、すべて精密検査の目安（50Bq/kg）以下であった。学校給食食材のサンプル測定結果は、課のホームページに速やかに公表することで、学校給食食材の安全性について、県民に知らせることができた。

検査対象 県内で提供される学校給食用食材のサンプル

検査概要 簡易検査 514点 うち基準値超過 0点

検査結果 基準値を超過したものはなく、県内における学校給食用食材のサンプルの安全が確認された。

（児童福祉施設等）

県立児童福祉施設（2施設）において、1回ずつ（延べ2回）放射性物質検査を実施し、結果をホームページに掲載した。施設や保護者との情報共有が図られるとともに、安心感の醸成につながった。

検査対象 県立児童福祉施設等で提供される学校給食一食全体

検査概要 簡易検査 2点 うち基準値超過 0点

検査結果 基準値を超過したものはなく、安全が確認された。

※ 放射性セシウムスクリーニング法

食品などに含まれる放射性セシウム濃度が基準値以下であるかどうかを判別する方法で、精密検査の目安（50Bq/kg）以下である食品を基準値以下と判定できるように機器の性能要件等が定められている。多数の検体の放射性セシウム濃度を測定する必要があるため、ゲルマニウム半導体検出器よりも短時間で測定できるNaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いることが多く、簡易検査と呼ばれる場合もある。

なお、県産農林水産物の放射性物質測定は、精密検査と簡易検査を並行して実施しており、簡易検査で、国が定める基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された場合に、精密検査を行うこととしている。

※ 検査使用機器

精密検査：ゲルマニウム半導体検出器を用いた検査

簡易検査：NaIシンチレーションスペクトロメータ、
CsIシンチレーションスペクトロメータ等

※ 食品中の放射性物質に関する基準値（平成24年4月1日から）

放射性セシウム（セシウム134，137）

飲料水 10Bq/kg

牛乳 50Bq/kg

乳児用食品 50Bq/kg

一般食品 100Bq/kg（農産物，水産物，林産物，牛肉，豚，めん山羊，野生鳥獣肉，流通食品等）

1 - (2) - ニ（施策24～26） 主な数値目標

項 目	基準値	実績	目標値
	平成26年度	令和元年度	令和2年度
農産物の放射性物質検査計画に対する実施率（%）	100	100	100
林産物の放射性物質検査計画に対する実施率（%）	100	120	100
畜産物の放射性物質検査計画に対する実施率（%）	100	100	100
水産物の放射性物質検査計画に対する実施率（%）	100	128	100
流通食品の放射性物質検査計画に対する実施率（%）	100	100	100
学校給食の放射性物質検査計画に対する実施率（%）	100	100	100

主な関連事業一覧 1 - (2) - ニ（施策24から施策26）

関係事業名	事業費（千円） [うち国庫除く]	事業概要
県産農林水産物放射性物質対策事業 （食産業振興課）	3,429 [3,429]	県産農林水産物の放射性物質検査を実施し，県ホームページで公表した。
農産物放射能対策事業 （再掲） （みやぎ米推進課）	9,186 [9,186]	農産物等の安全性を確認するため，主要県産農産物等の放射性物質検査を実施し，安全性を確認したほか，今後の営農対策の検討に資するデータとして活用した。
放射性物質影響調査事業 （畜産課）	7,370 [7,370]	原乳及び牧草の放射性物質検査を実施し，安全・安心な畜産物の生産供給に取り組んだ。
肉用牛出荷円滑化推進事業 （畜産課）	93,149 [93,149]	県産牛全体の放射性物質検査及び廃用牛全体の放射性物質検査を行った。

Ⅱ 実施状況 施策24～26

特用林産物放射性物質 対策事業（うち放射性物 質検査） （林業振興課）	13, 928 [13, 928]	国の検査計画の考え方にに基づき、県産特用林 産物の放射性物質検査を実施した。
水産物安全確保対策事 業 （水産業振興課）	18, 501 [18, 501]	県産水産物の風評被害を防止するため、水産 物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施 し、水産物の安全性を確認した。
水産物放射能対策事業 （水産業振興課）	551 [551]	水産物の安全性を確認するため、禁漁期により 入手困難な検体を調査指導船により採取し、放 射性物質検査を実施した。
野生鳥獣放射能対策事業 （自然保護課）	1, 758 [1, 758]	有害鳥獣捕獲等で捕獲したイノシシ等の野生鳥 獣から検査用の肉を採取し、専門事業者におい て放射性物質モニタリング検査を実施し、その結 果を公表した。 また、ニホンジカ肉の出荷制限一部解除の対象と なった食肉加工処理業者が受け入れたすべてのニ ホンジカから検査用の肉を採取し、専門事業者に おいて放射性物質全頭検査を実施し、その結果 を公表した。
放射性物質検査対策事 業 （食と暮らしの安全推進課）	5, 046 [5, 046]	県内の流通食品に対する収去検査を実施した。 また、放射性物質検査に係る施設や設備等の保 守管理等の検査環境整備及び食肉衛生検査所 における県産牛の放射性物質検査を実施した。
学校給食安全・安心対策 事業 （スポーツ健康課）	4, 655 [4, 655]	学校等が給食に使用する食材の放射性物質の有 無について、事前測定を実施した。
児童福祉施設等給食安 全・安心対策事業 （子ども・家庭支援課）	22 [0]	検査を希望する児童福祉施設等（のべ2施設） の給食の事後検査を実施した。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立

(1) 情報共有及び相互理解の促進

イ 情報の収集、分析及び公開

(イ) 県民の意向の把握及び分かりやすい情報の迅速な提供（施策27）

みやぎ食の安全安心消費者モニターにアンケートを実施したほか、セミナーや研修会等の参加者にアンケートを実施した。また、食の安全安心に関する情報を県ホームページに掲載するとともに、マスコミへの資料提供等により、迅速でわかりやすい情報提供に努めた。（食暮）

食に関する情報やイベントの開催について、「食材王国みやぎ」ウェブサイト及び公式フェイスブック、インスタグラムで情報提供を行った。（食振）



【施策27の成果】

消費者モニターを対象としたアンケートや研修会等の参加者を対象としたアンケートを実施し、県民の意向を把握した。また、県ホームページへの掲載やマスコミへの資料提供などにより、速やかな情報提供を行った。（食暮）

「食材王国みやぎ」ウェブサイトのコンテンツの追加や情報更新、フェイスブック及びインスタグラムを活用した新鮮な情報の発信に努め、効果的に食に関する情報発信を行うことができ、令和2年3月末で、345,988件のアクセス件数となった。

(ロ) 監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表（施策28）

「平成31年度食品衛生監視指導計画」に基づき実施した監視指導及び検査等の実績、食品の安全や自主回収に関する情報等について、ホームページで随時適切に公表した。（食暮）

【施策28の成果】

食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果及び検査結果について四半期ごとにとりまとめホームページに公表し、県民への情報提供に供した。

令和2年度監視指導計画策定にあたり、広く県民の意見を収集するためパブリックコメントを実施し、24件の意見が寄せられた。

宮城県食品衛生監視指導計画に関するパブリックコメントの実施結果 意見24件

2-(1)-イ (施策 27～28) 主な数値目標

項 目	基準値	実績	目標値
	平成 26 年度	令和元年度	令和 2 年度
食関連情報ウェブサイト「食材王国みやぎ」ホームページアクセス数 (件)※	340,940	345,988	500,000

※基準値：みやぎ ICT 推進プラン (2014～2016)

目標値：みやぎ ICT 利活用推進プラン

主な関連事業一覧 2-(1)-イ (施策 27 から施策 28)

関係事業名	事業費 (千円) [うち国庫除く]	事業概要
地域イメージ確立推進事業 (うち、「食材王国みやぎ」情報発信事業) (食産業振興課)	2,419 [2,419]	食の総合ウェブサイト「食材王国みやぎ」及び公式フェイスブック、Instagram を活用し県内の食に対する情報提供や食関連イベントの PR を行った。
みやぎ食の安全安心県民総参加運動 (食と暮らしの安全推進課)	953 [953]	消費者モニターアンケートや研修会、食品工場見学会・生産者との交流会、取組宣言者の自主基準の作成・公開の支援等を実施した。
食の安全安心相互交流理解度アップ事業 (食と暮らしの安全推進課)	87 [87]	食の安全安心セミナー及び各地域で地方懇談会を開催した。
食品検査対策事業 (食と暮らしの安全推進課)	25,541 [25,541]	安全な食品を供給するため、食品等の規格基準、食品に残留する農薬や添加物等の検査を実施した。
食品営業施設監視指導事業 (再掲) (食と暮らしの安全推進課)	13,231 [13,231]	飲食に起因する衛生上の危害防止のため、飲食店や製造施設等を監視指導した。

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

(イ) 消費者と生産者・事業者との相互理解の推進（施策29）

消費者モニターを対象にアンケート調査を実施するとともに、食品工場見学会や生産者との交流会を開催した。また、県ホームページに食の安全安心に関する情報を掲載し、その周知に努めた。（食暮）

地域食と農の相談窓口については、消費者の食と農に対する一層の理解を得るため、県内9箇所の農業改良普及センター及び農業振興課に相談窓口を設置し、消費者をはじめ農業者に対しても随時食と農に関する疑問や質問を受け付け、具体的な内容に応じて専門的な知識を有する職員が対応し、回答した。（農振）

学校給食において、県内産農林水産物の利用拡大により、農林水産業の振興を図ることを目的に、調査及び啓発活動を実施した。地場産物活用状況調査では、県内の全市町村及び県立学校における学校給食で使用した県内産野菜等の品目割合を6月と11月に、それぞれ5日間調査した。啓発活動では、県内産野菜等についての情報誌「すくすくみやぎっ子通信」を発行し、学校給食関係者に情報提供した。（園振）

児童生徒等のより一層の安全・安心の確保の観点から、学校給食における放射性物質の濃度を把握するための検査を行い、ホームページや学校給食だより等に測定結果を掲載することによって、学校や保護者との情報の共有に努めた。（スポ健）

東京電力福島第一原子力発電所の事故による本県農産物に対する風評によって、県南地域や北部地域等の農産物直売所においては、未だに震災前の売上げを下回る状況が続いていることから、これらの地域の農産物直売所等の魅力を発信する取組として、消費者バスツアーの開催やガイドブックの作成を行い、農産物直売所等への集客及び販売額の拡大を図った。（なりわ）

出荷制限解除が進む原木しいたけなどの県産きのこや山菜等について、消費者の理解促進と生産者の生産意欲高揚を図るため、県庁1階ロビーで販売会を実施した。

（林振）

すくすくみやぎっ子通信

すくすくみやぎっ子通信 第4号 令和元年6月27日発行

すくすくみやぎっ子通信 第4号

令和元年夏号 季節ごとに旬の野菜、果物を紹介します！

夏の食ば 発行：宮城県農政振興課

ぎゅうり 食べておしく涼しい夏野菜！

全国のぎゅうり収穫量(平成29年)

順位	産地	収穫量(t)
1位	宮崎県	63,700
2位	群馬県	50,000
3位	埼玉県	42,300
15位	宮城県	10,300

農林水産省「野菜生産の統計」

宮城県内のぎゅうり販売金額(平成29年)

産地名	販売額(t)
J/Aみやぎ産	3,847
J/Aいしのまき	3,772
J/A名取産	480

◎宮城県産のぎゅうり産地(産地別販売額)

1 りんごの歴史

きゅうりはインドのヒマラヤ山麓で、3000年前から栽培され、日本には中国を經由し平安時代に渡来しました。「胡瓜」とも書きますが、これは中国西部にあった国「胡」に由来します。しかし、江戸時代までのきゅうりは芯が太いため、味が酸っぱいのが特徴で、品種改良が行われた明治以降です。(切りの目が唐川(果実の)の紋に似ているので食べられなかったとも)

世界中で500品種もあり、白い皮種(トゲが白色)、黒い皮種(トゲが黒色)、ピクルス専用種(短い楕円形)、いぼなし種、四葉(すうよう)種(表皮がちりめん状)等があります。また、落葉木による

消費者バスツアーの様子

(ハーブ摘み体験：蔵王町)



Ⅱ 実施状況 施策29～31

消費者バスツアーの様子
(農家レストランで食事：加美町)



消費者バスツアーの様子
(農産物直売所で買物：七ヶ宿町)



宮城県産原木しいたけ販売会



宮城県産原木しいたけ販売会



【施策29の成果】

消費者モニターを対象にアンケート調査を実施し、県民の意向を把握するとともに、消費者モニターが参加する食品工場見学会・生産者との交流会の実施により、消費者と生産者・事業者の相互理解を深めた。また、県ホームページやモニターだより等で情報提供を行ったが、「県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる消費者モニターの割合」は50.2%となり、前年度に比べ0.7ポイント減少した。

地域食と農の相談窓口へは127件の相談が寄せられ、そのうち生活者からの相談は41件(32%)であった。

相談者別：生活者(41件)、農業者(68件)、その他(18件)

相談内容別：農業全般(46件)、農薬・病虫害(33件)、食・安心・安全(10件)、表示・許認可(11件)、商品開発(4件)、その他(23件)

米飯給食における宮城米の利用率は100%となっている。また、地場産物活用状況調査における学校給食の地場産野菜等利用品目割合は29.2%、平成30年度より1.0ポイント増加した。

地産地消に向けた取組調査では、学校給食での県内産の農林水産物の利用はすべての市町村、学校で何らかの形で実施されていることが確認された。児童、生徒、保護者への利用状況の周知や、食材の調達方法に違いがあったことから、調査結果を学校給食関係者に情報提供するとともにHPで公開することで、優良な取組事例の共有を行った。

また、県内産野菜等についての情報誌「すくすくみやぎっ子通信」を2回発行し、県産野菜2品目(きゅうりとはくさい)の、県内生産状況、旬の時期、食べ方等について

紹介し、学校給食での県内産野菜等の利用促進を図った。

学校給食用食材のサンプル測定（簡易測定による事前測定）を514点測定したところ、すべて精密検査の目安（50Bq/kg）以下であった。学校給食食材のサンプル測定結果は、課のホームページに速やかに公表することで、学校給食食材の安全性について、県民に知らせることができた。

- ・消費者バスツアーを8回開催し、各回約30名の参加者が生産者との交流や農家レストラン等での食事、直売所での買物などを通し直売所等の売り上げに貢献するとともに、地域との交流が深まった。

- ・県内の農産物直売所を紹介するガイドブックを制作し配布した（7万5千部作成）。

- ・特用林産物販売会の開催実績

宮城県産きのこ販売会	3回開催、出展者 9（6月）
宮城県産山の幸販売会	3回開催、出展者14（10月）
宮城県産原木しいたけ販売会	8回開催、出展者 8（1～2月）

（ロ）関係団体等との連携・協働の推進（施策30）

食育・地産地消の実践的な取組に対する支援や民間企業等と連携した地産地消のPRを行ったほか、食材王国みやぎ「伝え人」の活動促進、高校生を対象とした地産地消お弁当コンテストを開催した。（食振）

県民に対し、水産物の理解促進と消費拡大を図るため、平成26年に制定した「みやぎ水産の日」を核とした情報発信、子育て世代・低年齢層を対象とした料理教室や出前講座等による魚食普及活動を実施した。（水振）

高校生地産地消お弁当コンテスト審査会の様子



食材王国みやぎ「伝え人」活動の様子



量販店とのタイアップによる消費拡大の取り組み



【施策30の成果】

食材王国みやぎ「伝え人」制度では、642件の取組実績となった。また、高校生地産地消お弁当コンテストでは18校80件の応募があり、宮城県知事賞及び優秀賞を受賞した5作品については、コンビニエンスストア及び量販店で商品化・販売された。各事業を通じ地産地消の取組を推進し、県産食材への一層の理解が図られた。

毎月第3水曜日を「みやぎ水産の日」と定め、県産水産物を用いたレシピ等を掲載したチラシを毎月3万部作成し、県内外97カ所への配布を行った。また、県内の量販店等と連携し、水産物の消費拡大に向けた取組を行った。さらに、子育て世代向けや親子向けの料理教室をそれぞれ2回実施し、前者では計22人、後者では計74人（37組）に対し、水産物の効能と健康に関する講演及び魚料理の実習等を行い、魚食の普及を図った。その他、出前講座では5件の申込があり、計105人に対し、水産物の効能と健康に関する講演・魚料理の実習等を行った。

(ハ) 食育の推進（施策31）

第3期食育推進プラン重点施策に「食の安全安心に配慮した食育」を掲げており、みやぎ食育コーディネーターが実施する講座等を通して多くの県民が食の安全安心に関する知識を習得できるよう推進した。

みやぎ食育通信（偶数月19日発行）に食の安全安心に関する記事を掲載した。
（健推）

【施策31の成果】

みやぎ食育コーディネーターが実施する食の安全安心をテーマにした研修会等への参加人数が1,511人となり、目標値を上回っている。

2-(1)-ロ（施策29～31） 主な数値目標

項 目	基準値	実 績	目標値
	平成26年度	令和元年度	令和2年度
県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる消費者モニターの割合（％）	37.2	50.2	70.0
学校給食の地場野菜等の利用品目の割合（％）	28.0	29.2	40.0
宮城米を利用した米飯給食率（％）	100	100	100
「地域食と農の相談窓口」相談件数（件）	64	127	150
みやぎ食育コーディネーターによる食の安全安心に配慮した食育推進活動の参加人数（人）	458	1,511	1,000

Ⅱ 実施状況 施策29～31

主な関連事業一覧 2-(1)-ロ(施策29から施策31)

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
みやぎ食の安全安心県民 総参加運動(再掲) (食と暮らしの安全推進課)	953 [953]	消費者モニターアンケートや研修会, 食品工場見 学会・生産者との交流会, 取組宣言者の自主基 準の作成・公開の支援等を実施した。
学校給食安全・安心対策 事業(再掲) (スポーツ健康課)	4,655 [4,655]	学校等が給食に使用する食材の放射性物質の有 無について, 事前測定を実施した。
みやぎの農産物直売所等 魅力再発見事業 (地域整備推進基金活用) (農山漁村なりわい課)	10,683	風評被害の残る地域の農産物直売所等の魅力 を発信するツールの作成等, 直接販売額の拡大 に繋がるバスツアーを実施した。
食育・地産地消推進事業 (再掲) (食産業振興課)	5,791 [5,747]	若年層に対し食育・地産地消意識を醸成するた め, 小・中学校等に食材王国みやぎ「伝え人」を 派遣するとともに高校生地産地消お弁当コンテ ストを実施した。
水産都市活力強化対策支 援事業 (水産業振興課)	38,440 [38,440]	「みやぎ水産の日」によるPR活動を行うとともに, チラシ等の作成, 量販店と連携した水産物の理 解促進や消費拡大の取組を実施した。 子育て世代・低年齢層を対象とした料理教室など による魚食普及への取組等を行うとともに, 県産 水産物, 水産加工品の販路拡大支援等を実施 した。
みやぎの食育推進戦略事 業 (健康推進課)	2,688 [2,688]	食の安全安心をテーマに開催する研修会等の講 師にみやぎ食育コーディネーターを紹介するなど開 催を支援した。

ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進

(イ) リスクコミュニケーションの充実（施策32）

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の県内への影響を把握するため、これまでに構築した全県的な測定体制と、生産・流通・消費の各段階における測定体制を活用し、きめ細かな測定を実施し、その測定結果については、県の放射線・放射能に関するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」において速やかに情報提供を行った。

また、県民を対象とした「放射線・放射能に関するセミナー」を開催し、専門家による講演に加え、ポータブル型の放射能測定器等を使用した測定実演を実施し、正しい知識の普及・啓発に努めた。（原対）

消費者庁と「食の安全安心セミナー」を共催し、基調講演として「放射線の基礎知識と食品中の放射性物質」について医療専門家が講演するとともに、「食品中の放射性物質の対策と現状」について厚生労働省及び農林水産省から情報提供し、学識経験者、生産者、事業者、消費者からなるパネリストと会場の出席者との意見交換・質疑応答を行った。（食暮）

県産品の風評払拭のため、県産農林水産物の安全性に関する正確な情報発信及び各種媒体を活用した県産品の広報PRを実施した。（食振）

県民に対し、水産物の理解促進と消費拡大を図るため、平成26年に制定した「みやぎ水産の日」を核とした情報発信、子育て世代・低年齢層を対象とした料理教室や出前講座等による魚食普及活動を実施した。（水振）

放射線・放射能に関するセミナー



仙台牛の日イベント



にこにこベリーお披露目会



みやぎ水産の日料理教室の開催



【施策32の成果】

「放射能情報サイトみやぎ」は、開設当初に比べアクセス数が大幅に減少したものの、年間41,299件のアクセスがあった。また、「放射線・放射能に関するセミナー」は、県内4会場で計136名の参加者があった。実施後のアンケート結果からも、「参考になった」との回答が86%を占め、県民の不安払拭の一助になった。また、各種媒体での広報PRにより、県産品の魅力と安全性を発信し、風評の払拭及び県産食材の消費拡大が図られた。

「食の安全安心セミナー」では、食品中の放射性物質に関する疑問や不安について、学識経験者、生産者、事業者、消費者からなるパネリストと会場の出席者とで意見交換・質疑応答が行われ、食品中の放射性物質に関する理解促進が図られた。

毎月第3水曜日を「みやぎ水産の日」と定め、県産水産物を用いたレシピ等を掲載したチラシを毎月3万部作成し、県内外97カ所への配布を行った。また、県内の量販店等と連携し、水産物の消費拡大に向けた取組を行った。さらに、子育て世代向けや親子向けの料理教室をそれぞれ2回実施し、前者では計22人、後者では計74人(37組)に対し、水産物の効能と健康に関する講演及び魚料理の実習等を行い、魚食の普及を図った。その他、出前講座では5件の申込があり、計105人に対し、水産物の効能と健康に関する講演・魚料理の実習等を行った。

(ロ) 水道水の検査結果の公表(施策33)

市町村などが実施する水道水中の放射性物質の測定結果を取りまとめ、県の放射線・放射能に関するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」等において公表した。
(食暮)

【施策33の成果】

市町村等が実施する水道水中の放射性物質の測定結果をホームページ等で公表することにより、水道水の安全安心の確保につなげた。

県企業局が実施する水道水の放射性物質測定数	36点
うち基準値超過数	0点
市町村が実施する水道水の放射性物質測定数	588点
うち基準値超過数	0点

※水道水の基準値

食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」

放射性セシウム(セシウム134, 137) 飲料水10Bq/kg

(ハ) 住民持ち込み測定（施策34）

県民が自ら育てた自家消費用の農産物などへの不安を払拭するため市町村が実施する放射性物質の測定結果を取りまとめ、県の放射線・放射能に関するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」で公表した。（原対）

住民持ち込み放射能測定市町村担当者研修会



【施策34の成果】

711件の測定を実施し、基準値を超過するものが18点確認された。

測定の結果及び基準値超過品目については、市町村が測定依頼者に対して飲食に供しないよう指導したほか、市町村の測定結果を県のモニタリング計画の参考とした。

放射性物質住民持ち込み測定件数 711点
うち基準値超過数 18点

※住民持込食材等の一般食品の基準値

食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」を参考として運用。

放射性セシウム（セシウム134，137） 一般食品100Bq/kg

主な関連事業一覧 2-(1)-ハ（施策32から施策34）

関係事業名	事業費（千円） [うち国庫除く]	事業概要
「放射能情報サイトみやぎ」の運営 (原子力安全対策課)	8,326 [2,276]	放射線・放射能に関するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」の保守・管理を委託した。 また、県民の放射線・放射能に対する不安解消のため、原子力発電に関する安全・防災対策、放射線・放射能の知識など新たなコンテンツをメインとしたポータルサイトとして、「放射能情報サイトみやぎ」をリニューアルした。
「放射線・放射能に関するセミナー」の実施 (原子力安全対策課)	0 [0]	県民を対象とした「放射線・放射能に関するセミナー」を計4回開催した。

Ⅱ 実施状況 施策32～34

食の安全安心相互交流理解度アップ事業（再掲） （食と暮らしの安全推進課）	87 [87]	食の安全安心セミナー及び各地域で地方懇談会を開催した。
「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業 （食産業振興課）	110, 526 [110, 526]	風評払拭のため、県産農林水産物の安全性に関する正確な情報発信と各種媒体を活用した県産品の広報PRを実施した。
水産都市活力強化対策支援事業 （水産業振興課）	38, 440 [38, 440]	「みやぎ水産の日」によるPR活動を行うとともに、チラシ等の作成、量販店と連携した水産物の理解促進や消費の拡大の取組を行った。 また、子育て世代・低年齢層を対象とした料理教室などによる魚食普及への取組等を行うとともに、県産水産物、水産加工品の販路拡大支援等を行った。
市町村等における水道水の検査結果の公表 （食と暮らしの安全推進課）	0 [0]	市町村等が実施する水道水中の放射性物質の測定結果を公表することにより、水道水の安全安心の確保につなげた。
放射能県民安心事業 （原子力安全対策課）	33 [0]	住民持ち込み測定の実施主体となる市町村職員等を対象とした研修会を開催し、正しい知識・技術の習得に努めた。

(2) 県民参加

イ 県民総参加運動の展開

(イ) 県民が参加する消費者モニター制度の推進（施策35）

各種媒体による広報や催事等でのチラシ配布などにより、みやぎ食の安全安心消費者モニターを募集した。また、消費者モニター登録時のほか、全消費者モニターを対象としたアンケート調査を実施し、「食の安全安心」及び「食と放射性物質」に関する意識や意見の把握に努めた。さらに、食の安全安心に関する消費者モニターの知識や理解の向上のため、「H A C C P」をテーマに研修会を開催するとともに、食品工場見学会・生産者との交流会を3回実施したほか、モニターだよりを3回発行した。（食暮）

生産者との交流会



【施策35の成果】

令和元年度中に66人の新規登録があった一方、登録取消が51人あり、消費者モニターは、1,035人となった。また、登録者数が比較的少ない30歳代以下の新規登録者は18人あり、幅広い年齢層の登録推進が図られた。

みやぎ食の安全安心消費者モニター1,035人（前年度比15人増）

(ロ) 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援（施策36）

生産者及び事業者が自らの食の安全安心に関する取組を自主基準として定め、公開する「みやぎ食の安全安心取組宣言」の広報・募集を実施したほか、取組宣言者や自主基準の検索・閲覧ができる検索シートを県ホームページに掲載した。また、商品貼付用ロゴマークシールを取組宣言者に提供した。さらに、消費者の認知度向上のため、みやぎまるごとフェスティバル等の集客行事で広報活動を実施し、県民総参加運動の機運醸成に努めた。（食暮）

まるごとフェスティバル



【施策36の成果】

事業の広報や自主基準の作成支援を行った結果、取組宣言者（事業者）は、令和元年度中に1者の新規登録があった一方、登録取消が31者あり、登録者数は2,966者となった。

みやぎ食の安全安心取組宣言者（事業者） 2,966者（前年度比30者減）

（ハ）知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発（施策37）

食の安全安心に関する知識習得の機会を提供するため、食の安全安心セミナー、地方懇談会等各種講習会を開催した。また、要請に応じて出前講座を行い、参加者の知識向上を図った。（食暮）

食の安全安心セミナー



【施策37の成果】

各種講習会や出前講座において食の安全安心を普及啓発することで、消費者及び事業者の食の安全安心に関する知識の向上が図られた。

食の安全安心セミナー 3回 延べ218人

- ①「食品中の放射性物質」
- ②「加工食品の新しい食品表示」
- ③「暮らしの中の発酵食品」

食品工場見学会・生産者との交流会 3回 計106人

有限会社伊豆沼農産（食肉製品等製造販売；登米市）

株式会社スワンドリーム（パプリカ生産；栗原市）

みちのくミルク株式会社（乳製品製造販売；大崎市）

有限会社耕佑（サンチュ、ケール、米等生産；栗原市）

株式会社ささ圭（魚肉練製品製造；名取市）

株式会社ゼルコバドリーム（生乳生産・乳製品製造販売；蔵王町）

消費者モニター研修会 1回 68人

HACCPとは何だろう

地方懇談会 18回 延べ846人

仙南1回、仙台5回、大崎3回、栗原2回、石巻2回、登米1回、

気仙沼・本吉4回等

Ⅱ 実施状況 施策35～37

注：延べ人数には、不特定多数の者が参加するイベントは含まない。

食品表示に関する出前講座 11回 延べ663人

事業者向け 10回

消費者向け 1回

2-(2)-イ(施策35～37) 主な数値目標

項 目	基準値	実 績	目標値
	平成26年度	令和元年度	令和2年度
消費者モニターの活動（延べ参加）率（%）	81	87	85
食の安全安心取組宣言者数（者）	2,992	2,966	3,200
各種講習会の参加者数（人）	663	1,901	1,000

主な関連事業一覧 2-(2)-イ(施策35から施策37)

関係事業名	事業費（千円） [うち国庫除く]	事業概要
みやぎ食の安全安心県民総参加運動（再掲） （食と暮らしの安全推進課）	953 [953]	消費者モニターアンケートや研修会，食品工場見学会・生産者との交流会，取組宣言者の自主基準の作成・公開の支援等を実施した。
食の安全安心相互交流理解度アップ事業（再掲） （食と暮らしの安全推進課）	87 [87]	食の安全安心セミナー及び各地域で地方懇談会を開催した。
食品表示適正化事業（再掲） （食と暮らしの安全推進課）	1,105 [1,105]	「食品表示110番」等に寄せられた被疑情報に基づき，事業者に対する調査指導等を行った。また，食品表示ウォッチャーを委嘱し，小売店のモニタリング調査を実施した。さらに，食品表示に関する相談に対応したほか，食品表示制度の普及啓発を行った。

ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映

(イ) 県民の意見の把握（施策38）

消費者モニターに対するアンケート，みやぎ食の安全安心推進会議，地方懇談会，食の安全安心セミナー，消費者モニター研修会，監視指導計画でのパブリックコメント等により，広く県民の意見を把握した。また，幅広い年齢層からの意見が得られるよう，若年層に留意した消費者モニターの募集活動を行った。（食暮）

消費者モニターアンケート調査票

【施策38の成果】

消費者モニターアンケート等様々な機会を捉えて県民の意見を把握し，研修会のテーマ選定など施策の実施に反映した。また，令和元年度の消費者モニター新規登録者66人のうち，30歳代以下の若年層の登録者は18人だった。

消費者モニターアンケート	1回	529人（回収率51.7%）
みやぎ食の安全安心推進会議	3回	
食の安全安心セミナー	3回	延べ218人
地方懇談会	18回	延べ846人
（注：不特定多数の人が参加するイベントの参加人数は含まない。）		
消費者モニター研修会	1回	68人
監視指導計画パブリックコメント	意見	24件

(ロ) 食の安全安心に関する相談窓口（食品表示に関する相談窓口を含む）の充実（施策39）

食品衛生や食品表示等，食の安全安心に関する県民の相談窓口として，食と暮らしの安全推進課に「食品表示110番」，県内各保健所・支所に「食の110番」を設置し，県民からの相談や通報等に対応した。

県民から寄せられた相談に適切に応需すると共に，危害情報や被疑情報等の通報については，該当施設等を調査し必要に応じて事業者に対して改善を指導するなど，関係法令に基づいて対応した。

事業者からの食品表示に関する相談について，必要に応じて関係機関と連携するなど，適切に対応した。（食暮）

【施策39の成果】

県民からの相談や質問等に適切に対応することで、県民の食の安全への理解の推進、不安の払拭に寄与したほか、事業者からの食品表示に関する相談に適切な助言を行うことで、食品表示の適正化が図られた。

また、危害情報や被疑情報については、関係機関と連携することで、関係法令に基づいた適切な調査、指導等を行うことができた。

事業者から寄せられる食品表示に関する相談に対し、適切な助言を行うことで、適正な食品表示の推進が図られた。

食の110番への相談及び通報等 964件（前年度1,074件）
 食品表示110番への相談及び通報等 408件（前年度320件）

2-(2)-ロ（施策38～39） 主な数値目標

項目	基準値	実績	目標値
	平成26年度	令和元年度	令和2年度
地方懇談会の開催回数（回）	8	18	14

主な関連事業一覧 2-(2)-ロ（施策38から施策39）

関係事業名	事業費（千円） [うち国庫除く]	事業概要
みやぎ食の安全安心県民総参加運動（再掲） （食と暮らしの安全推進課）	953 [953]	消費者モニターアンケートや研修会、食品工場見学会・生産者との交流会、取組宣言者の自主基準の作成・公開の支援等を実施した。
食の安全安心相互交流理解度アップ事業（再掲） （食と暮らしの安全推進課）	87 [87]	食の安全安心セミナー及び各地域で地方懇談会を開催した。
食の110番 （食と暮らしの安全推進課）	0 [0]	県内7保健所2支所に「食の110番」を設置し、消費者の食品衛生に関する不安や疑問に関する相談を受け付け、相談者へ適切な情報を提供すると共に、必要に応じて食品事業者に対する指導を行った。
食品表示適正化事業（再掲） （食と暮らしの安全推進課）	1,105 [1,105]	「食品表示110番」等に寄せられた被疑情報に基づき、事業者に対する調査指導等を行った。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、小売店のモニタリング調査を実施した。さらに、食品表示に関する相談に対応したほか、食品表示制度の普及啓発を行った。

3 食の安全安心を支える体制の整備

(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化

イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進（施策４０）

平成３０年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第３期）」に基づく施策の実施状況について、宮城県食の安全安心対策本部の会議を経て、議会への報告と県民への公表を行った。また、食の安全安心庁内連絡会議等において関係部局の連携を図り、基本計画に基づく施策の推進を図った。（食暮）

【施策４０の成果】

宮城県食の安全安心対策本部、食の安全安心庁内連絡会議等において、庁内横断的な情報共有、総合調整を図ることにより、食の安全安心確保のための施策を総合的、計画的に推進することができた。

ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等（個別のマニュアルを含む）による迅速な対応（施策４１）

本庁関係課室に食の安全安心推進員、地方機関に食の安全安心連絡員を引き続き配置し、食の危害要因に係る情報収集及び食に係る危機の未然防止に努めた。また、食の安全安心推進員等により構成する食の危機管理対応チーム会議を毎月開催し、みやぎ食の危機管理基本マニュアル及び関係各課で作成している個別対応マニュアルに基づく事案のほか、東京電力福島第一原子力発電所事故への対策等、食の危害要因に係る情報交換・意見交換を行った。（食暮）

【施策４１の成果】

食の危機管理対応チーム会議を毎月開催し、情報交換・意見交換を行ったことにより、個別対応マニュアルに基づく事案など、食の危害要因に関する情報共有が図られた。

ハ 食の安全に関する調査・研究の充実（施策４２）

食中毒の流行時におけるカキのノロウィルスの水準の上昇を客観的に検出可能とするため、平常時における水準について国の研究機関と共同で調査を実施した。

また、貝毒プランクトン観測定点において、月１～４回程度の頻度で調査を実施し、貝毒プランクトンの発生状況や環境条件（海水温、塩分）を把握した。（水整）

食品衛生に関する以下の調査研究に取組み、結果をとりまとめ、共有することにより食品衛生監視員の資質向上を図った。

「洋生菓子製造業者を対象とした衛生講習会の実施とその効果の検証」

収去検査で洋生菓子の規格基準の逸脱があった製造施設を調査したところ、衛生管理上の不備が認められた。このため、製造業者を対象に手洗いの実演講習、衛生規範や衛生管理計画の作成に関する衛生講習の開催や、再度の巡回指導の実施により事

業者の衛生意識の向上を図ったところ、収去検査の結果が大幅に改善した。

「野生シカ肉処理施設の解体状況実態調査」

当県のシカ肉処理の実態を確認し、改正法施行に伴う衛生上必要な措置も含めて、既存事業者の衛生管理状況を検討するとともに、シカ肉処理の具体的手法について食品衛生担当者で共有した。

「と畜場におけるHACCP導入後の継続的な支援の取り組み」

大動物解体処理工程における、現行の衛生管理計画について、重要管理点に係る妥当性確認のための調査（枝肉冷却工程のバックデータ収集）を実施。この結果を受けて、と畜場は衛生管理計画の再検討と整理を行い、みやぎHACCP認証を取得した。

（食暮）

【施策42の成果】

カキの生産期のうち10月から3月まで、県内2海域において毎月1回のサンプリングを実施した。

また、令和元年度の貝毒の発生状況や環境条件等を取りまとめ、東北ブロック水産業関係研究開発推進会議貝毒研究分科会において報告を行い、東日本各道県と情報交換を行った。

食品衛生に関する調査研究の成果について取りまとめ、環境生活部技術研修会にて発表した。また、「洋生菓子製造業者を対象とした衛生講習会の実施とその効果の検証」について、宮城県公衆衛生協会月刊誌「公衆衛生情報みやぎ」に掲載した。

ニ 食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実（施策43）

東京電力福島第一原子力発電所事故による農産物の放射性物質の濃度を把握するとともに、県内農地土壌を対象に定点調査を実施した。（みや米）

東京電力福島第一原子力発電所事故により、本県畜産物が放射性物質に汚染されていないことの確認及び牧草等粗飼料を介し畜産物へ放射性物質汚染が広がることを未然に防ぐため、原乳及び牧草の放射性物質検査を実施した。（畜産）

放射性物質の影響により、県内産きのこ原木が利用できない状況が続いていることから、県内原木林の再生及び利用再開に向けた調査研究に取り組んだ。（林振）

牧草を検査するNaIシンチレーション検出器



萌芽枝（検体）の採取



【施策43の成果】

農地土壌の定点調査の実施により、放射性セシウムが経年により減少傾向にあることを確認した。

原乳は、県内5カ所の集乳施設から月1回の頻度で検査を実施した。年間60点を検査し、基準値を超過したものはなかった。牧草については、酪農及び肉用牛農家が管理する草地除染後の牧草563点（モニタリング検査92点を含む）を検査した。モニタリング検査では、すべて基準値（酪農50 Bq/kg, 肉牛100 Bq/kg）以下であった。個別検査では473点中、7点が基準値超えとなった。

伐採更新による原木林再生の可能性を調査するため、伐採後に発生する萌芽枝の放射性物質濃度を継続的に調査してきた結果、萌芽枝と葉の放射性物質濃度には相関関係があることが確認できた。このことにより、利用可能な原木林かどうかを確認する際に、伐採・チップ化して破壊検査をすることなく、葉の放射性物質濃度測定により簡便に推定できる可能性があり、今後も調査研究を継続していく。

ホ 国，都道府県，市町村，関係団体との連携（施策44）

食の安全安心を確保するため、食品流通の広域化等も踏まえ、国，都道府県，市町村，関係団体と連携，協働して施策を推進できるよう努めた。

農産関係では、市町村等関係機関・団体と連携して県産農産物の放射性物質濃度を把握し、安全確認を行った。（みや米）

食品衛生関係では、食品衛生法改正による広域的な食中毒への対策強化を受けて、国や関係者で構成する広域連携協議会を活用し、健康被害情報や調査状況等について共有した。また他の自治体が関連する食中毒事例や違反食品の事例では、関係自治体と連携して調査し、情報を共有した。特に保健所を設置する仙台市とは、常に情報交換と連携を図った。

食品表示関係では、毎月開催される東北農政局及び仙台市との食品表示110番に係る情報交換会や宮城県食品表示監視協議会（事務局：東北農政局）において、関係機関との情報共有，意見交換等を行った。また、被疑情報に関して、消費者庁，東北農政局及び市町村等の関係機関と連携を図り，適切に対処した。（食暮）

【施策44の成果】

農産物の放射性物質検査結果は、基準値を超過したものはなく農産物の安全性が確認された。

食品衛生関係では、広域連携協議会を介して健康被害情報や調査情報等を国や自治体等と共有することで、広域食中毒に繋がる情報の迅速な探知，効率的な調査に寄与した。また、他の自治体が関連する食中毒事例等における関係自治体との連携により、迅速に食中毒の被害拡大防止，違反食品の流通防止を図った。仙台市と密に連携することにより、実効的または効率的に食品衛生に関する施策を進めることができた。

食品表示関係では、食品表示110番に係る情報交換会や、宮城県食品表示監視協議

Ⅱ 実施状況 施策４０～４４

会等における情報交換・意見交換を通じ、関係機関との連携及び情報の共有化が図られた。また、被疑情報への対応については、国、市町村等の関係機関と協力して調査を行うなど連携を図ることで、迅速かつ的確に対処した。（食暮）

食品表示 110 番情報交換会	12 回
宮城県食品表示監視協議会	2 回

主な関連事業一覧 3-1（施策４０から施策４４）

関係事業名	事業費（千円） [うち国庫除く]	事業概要
有用貝類毒化監視・販売対策事業 （水産業基盤整備課）	7,465 [4,295]	貝毒プランクトン調査を実施し、貝毒監視体制の強化を図った。また、貝毒検査（カキ・ホタテ・マボヤ等）を実施し、生産物の安全確保を行った。
食品検査対策事業（再掲） （食と暮らしの安全推進課）	25,541 [25,541]	安全な食品を供給するため、食品等の規格基準、食品に残留する農薬や添加物等の検査を実施した。
農産物放射能対策事業 （再掲） （みやぎ米推進課）	9,186 [9,186]	農産物等の安全性を確認するため、主要県産農産物等対象とした放射性物質濃度を把握し、安全性を確認したほか、今後の営農対策の検討に資するデータとして活用した。
放射性物質影響調査事業 （再掲）（畜産課）	7,370 [7,370]	原乳及び牧草の放射性物質検査を実施し、安全・安心な畜産物の生産供給に取り組んだ。
ほだ木等原木林再生実証事業（林業振興課）	1,747 [770]	県内きのご原木林の再生及び利用再開に向けた調査研究を実施した。
食品表示適正化事業（再掲） （食と暮らしの安全推進課）	1,105 [1,105]	「食品表示 110 番」等に寄せられた被疑情報に基づき、事業者に対する調査指導等を行った。また、食品表示ウォッチャーを委嘱し、小売店のモニタリング調査を実施した。さらに、食品表示に関する相談に対応したほか、食品表示制度の普及啓発を行った。

(2) みやぎ食の安全安心推進会議（施策45）

条例に基づき、学識経験者、消費者代表及び生産者・事業者代表で構成する「みやぎ食の安全安心推進会議」を開催し、平成30年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく施策の実施状況について評価、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」の諮問のほか、食の安全安心に関する情報共有及び意見交換を行った。（食暮）

会議の開催状況

期 日	検討内容等	委 員 数
第1回 令和元年 5月28日	<p>【議題】</p> <p>イ 平成30年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく施策の実施状況（案）について</p> <p>ロ 平成30年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について</p> <p>ハ 令和元年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく実施計画（案）について</p> <p>【報告】</p> <p>イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について</p> <p>ロ 食品に係る放射性物質検査結果について</p> <p>【その他】</p> <p>遺伝子組換え表示制度の改正について</p>	<p>15人</p> <p><構成内訳></p> <p>消費者代表 5人</p> <p>うち公募委員 2人</p> <p>生産者・事業者代表 7人</p> <p>学識経験者 3人</p>
第2回 令和元年 7月19日	<p>【議題】</p> <p>平成30年度「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第3期）」に基づく施策の実施状況（案）に係る評価について</p> <p>【報告】</p> <p>イ 令和元年度「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業の進捗状況</p> <p>ロ 食品に係る放射性物質検査結果について</p> <p>【その他】</p> <p>食品衛生法の一部改正について</p>	同上
第3回 令和2年 2月3日	<p>「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」諮問書交付</p> <p>【議題】</p> <p>イ 「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」の策定について</p> <p>ロ 令和2年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）について</p> <p>【報告】</p> <p>イ 食品衛生法施行条例の一部改正について</p> <p>ロ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について</p> <p>ハ 食品に係る放射性物質検査について</p>	同上

会議の様子



【施策45の成果】

みやぎ食の安全安心推進会議を3回開催し、食の安全安心の確保に関する施策の実施に反映した。また、議会への報告、県民への公表を行う前年度の施策の実施状況について、推進会議としての評価を行ったほか、次期計画の諮問を受け、策定に係る素案の検討を行った。

主な関連事業一覧 3-2 (施策45)

関係事業名	事業費(千円) [うち国庫除く]	事業概要
食の安全安心推進会議開催事業 (食と暮らしの安全推進課)	584 [584]	条例に基づきみやぎ食の安全安心推進会議を設置・開催し、食の安全安心確保に関する県の施策に対して審議、評価や意見交換を行った。

凡例

- 原対 環境生活部原子力安全対策課
- 自保 環境生活部自然保護課
- 食暮 環境生活部食と暮らしの安全推進課
- 子育て 保健福祉部子ども・家庭支援課
- 健推 保健福祉部健康推進課
- なりわ 農政部農山漁村なりわい課
- 食振 農政部食産業振興課
- 農振 農政部農業振興課
- みや米 農政部みやぎ米推進課
- 園振 農政部園芸振興室
- 畜産 農政部畜産課
- 水振 水産林政部水産業振興課
- 水整 水産林政部水産業基盤整備課
- 林振 水産林政部林業振興課
- スポ健 教育庁スポーツ健康課

Ⅲ 実績数値総括表 数値目標及び実績数値（成果）

1 生産者の取組への支援 1 - (1) -イ（施策1～4）

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 令和元年度	目標値 令和2年度
環境保全型農業取組面積 (ha)	26,700	※21,903	30,000
GAP導入団体数 (団体)	43	74	80
耳標の装着率 (%)	100	100	100

※環境保全型農業取組面積は、有機JAS+JA環境保全米取組面積+県認証米の認証登録面積。

(2) 実績数値（成果）

主な成果	平成27年度	令和元年度	担当課
みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度生産登録面積 (ha)	2,748	2,613	みやぎ米推進課
JGAP等指導員養成人数 (人)	3	79	
農薬危害防止運動(ポスター配布枚数)	9,000	9,000	
農薬管理指導士数 (人)	1,268	1,150	
農薬管理指導士養成・更新研修会(回)	7	7	
牛の生産履歴管理頭数 (乳用牛頭数)	20,400	18,500	畜産課
牛の生産履歴管理頭数 (肉牛頭数)	80,800	79,800	

2 安全安心な農水産物生産環境づくり支援 1 - (1) -ロ（施策5～7）

(1) 数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 令和元年度	目標値 令和2年度
貝毒プランクトン観測定点調査実施率(%)	100	100	100

(2) 実績数値（成果）

主な成果	平成27年度	令和元年度	担当課
カドミウム含有量の規格基準超過米穀数 (廃棄数) (袋/30kg)	1,302	4,990	みやぎ米推進課
家畜伝染病に基づく牛豚鶏延べ検査件数 (頭羽数)	377,916	1,731,717	畜産課
慢性疾病低減のための検査, 指導数 (牛・豚, 鶏) (戸数)	牛 12 豚 7 鶏 5	10 6 4	
貝毒プランクトン調査回数 (回)	98	90	
生かきのノロウイルス自主検査検体数(点)	1,026	687	整備課
まひ性貝毒検査件数 (点)	353	228	
下痢性貝毒検査件数 (点)	144	161	

3 事業者に対する支援 1 - (1) -ハ (施策8～9)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 令和元年度	目標値 令和2年度
H A C C P 研修会参加施設数 (施設)	6 6	1 1 0	2 0 0
地産地消推進店登録店舗数 (店) ※	2 4 1	4 0 7	4 5 0

※基準値は平成24年度

(2) 実績数値 (成果)

主な成果	平成27年度	令和元年度	担当課
みやぎH A C C P プレミアム認証件数 (件)	0	3	食と暮らしの 安全推進課
みやぎH A C C P ステップ3 認証件数 (件)	2	2 1	
みやぎH A C C P ステップ2 認証件数 (件)	2	2 0	
みやぎH A C C P ステップ1 認証件数 (件)	2 1	8	

4 震災等からの復興に向けた支援 1 - (1) -ニ (施策10～12)

(1) 主な数値目標 指標設定なし

(2) 実績数値 (成果)

主な成果	平成27年度	令和元年度	担当課
共同かき処理場におけるかき共同かき 処理場施設整備 (件)	1	0	水産業基盤整備 課
共同かき処理場におけるかき浄化機器 整備件数 (繰越含む) (件)	1	0	
共同かき処理場におけるかき浄化処理 施設の整備率 (施設数ベース) (%)	1 0 0	1 0 0	
原木しいたけ (露地栽培) 出荷制限解 除数 (人)	1 3	8	林業振興課

5 生産段階における安全性の確保 1 - (2) -イ (施策13～16)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 令和元年度	目標値 令和2年度
肥料成分不足・違反点数違反割合 (%)	0	0	0
動物用医薬品販売の違反件数 (件)	2	6	0

(2) 実績数値 (成果)

主な成果	平成27年度	令和元年度	担当課
農薬使用者に対する立入検査数 (件)	110	49	みやぎ米推進課
農薬販売者に対する立入検査数 (件)	295	302	
肥料製造工場への立入検査 (件)	29	28	
肥料収去検査点数 (点)	24	23	
飼料製造工場への立入検査件数 (畜産関係) (件)	58	51	畜産課
飼料収去検査点数 (畜産関係) (点)	36	25	
飼料製造工場への立入検査件数 (水産関係) (件)	11	9	水産業基盤整備課
飼料収去検査点数 (水産関係) (点)	10	10	
動物用医薬品販売業立入検査数 (件)	134	86	畜産課
動物用医薬品販売業販売許可更新数 (件)	42	42	
高病原性鳥インフルエンザ定点モニタリング検査 (戸, 羽)	12戸 1,440羽	12戸 1,430羽	
高病原性鳥インフルエンザ定点強化モニタリング検査 (戸, 羽)	30戸 300羽	30戸 300羽	
高病原性鳥インフルエンザ死亡羽数の報告戸数 (戸)	144	131	

6 流通・販売段階における安全性の確保 1 - (2) - ロ (施策17~20)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 令和元年度	目標値 令和2年度
食品営業施設の監視指導率 (%)	100	116	100
食品検査率 (%)	100	98.6	100
かき処理場等の監視指導率 (%)	100	94	100

(2) 実績数値 (成果)

主な成果	平成27年度	令和元年度	担当課
飲食店及び食品・加工製造施設等の延べ監視指導数 (許可前) (施設)	4,027	3,840	食と暮らしの 安全推進課
飲食店及び食品・加工製造施設等の延べ監視指導数 (監視のべ件数) (施設)	17,463	18,191	
観光地の大型旅館, 集団給食施設等監視延べ施設数 (重点監視) (施設)	957	1,007	
収去検査数 (細菌検査) (検体)	1,496	1,358	
(理化学検査) (検体)	2,191	2,219	
特殊有害物質調査数 (残留農薬) (検体)	82	82	
特殊有害物質調査数 (輸入食品) (検体)	158	148	
と畜場法に等に基づくと畜場の監視指導回数 (回)	毎月1回	年2回	
食肉輸送車の監視	全車両	25台	
枝肉等残留抗菌性物質検査数 (牛豚等) (頭)	1,267	480	
枝肉等細菌検査数 (検体)	328	180	
枝肉等腸管出血性大腸菌検査数 (検体)	120	122	
食鳥処理施設 (大規模) 監視数 (回)	週1	273	
認定小規模食鳥処理場監視数 (回)	16	14	
食鳥肉残留抗菌性物質検査数 (検体)	2,100	1,742	
かき処理場延べ監視数 (件)	168	187	
かき袋詰め業者延べ監視数 (件)	182	120	
かき入札場延べ監視数 (件)	3	3	
かき養殖海域の海水検査数 (ポイント)	118	143	
かき成分規格検査数 (検体)	90	116	
ノロウイルス検査数 (検体)	75	77	
BSE検査 (件)	337	6	
米トレーサビリティ立入検査数 (件)	133 (H28)	32	みやぎ米推進課

7 食品表示の適正化の推進 1 - (2) -ハ (施策21~23)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 令和元年度	目標値 令和2年度
食品表示適正店舗数の割合 (%)	99.3	99.7	100
食品表示に関する研修会・説明会等の開催回数 (回)	8	14	20

(2) 実績数値 (成果)

主な成果	平成27年度	令和元年度	担当課
食の110番相談件数 (食品表示) (件)	77	134	食と暮らしの安全推進課
食品表示110番への情報提供に基づく調査 (件)	26	4	
食品表示法 (品質事項) に基づく指導件数 (件)	7	4	
不当景品類及び不当表示防止法に基づく指導件数 (件)	4	0	
輸入かき偽装防止特別監視員 (オイスターGメン) による監視・指導	12	13	
遺伝子組換え食品検査数 (件)	10	10	
食品中のアレルギー物質検査 (件)	40	40	
食品表示ウォッチャー委嘱人数 (人)	100	100	
食品表示ウォッチャーによる調査店舗数 (店舗)	延べ1, 265	延べ1, 359	
食品表示ウォッチャーによる調査店舗数のうち表示不適店舗数 (店舗)	疑義報告 24 うち不適 7	疑義報告 82 うち不適 4	
栄養成分表示相談・指導・検査件数 (件)	相談 100 指導 8 検査 0	457 8 0	健康推進課
栄養成分表示に関する研修会 (回)	26	27	
健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止に関する相談・指導・検査件数 (件)	相談 9 指導 3 検査 0	13 4 0	
健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止に関する研修会 (回)	26	9	

8 食品の放射性物質検査の継続 1 - (2) - 二 (施策24~26)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 令和元年度	目標値 令和2年度
農産物の放射性物質検査計画に対する実施率 (%)	100	100	100
林産物の放射性物質検査計画に対する実施率 (%)	100	120	100
畜産物の放射性物質検査計画に対する実施率 (%)	100	100	100
水産物の放射性物質検査計画に対する実施率 (%)	100	128	100
流通食品の放射性物質検査計画に対する実施率 (%)	100	100	100
学校給食の放射性物質検査計画に対する実施率 (%)	100	100	100

(2) 実績数値 (成果)

主な成果	平成27年度	令和元年度	担当課
農産物の放射性物質検査数 (精密)	2,090	1,896	みやぎ米推進課
うち基準値超過数 (点)	基準値超過 0	基準値超過 0	食産業振興課
農産物の放射性物質検査数 (簡易)	739	0	
うち精密検査実施目安の超過数 (点)	目安超過 0	目安超過 0	
原乳の放射性物質検査数 (精密)	125	60	畜産課
うち基準値超過数 (点)	基準値超過 0	基準値超過 0	
牛肉の放射性物質検査数 (全頭簡易)	27,049	25,249	
うち基準値超過数 (点)	基準値超過 0	基準値超過 0	
豚・めん山羊等の放射性物質検査数 (簡易) うち基準値超過数 (点)	115	116	食と暮らしの安全推進課
基準値超過数 (点)	基準値超過 0	基準値超過 0	
水産物の放射性物質検査数 (精密)	2,185	1,539	水産業振興課
うち基準値超過数 (点)	基準値超過 1	基準値超過 0	食産業振興課
水産物の放射性物質検査数 (簡易)	14,589	16,827	
うち精密検査実施目安の超過数 (点)	目安超過 0	目安超過 0	
※1			
きのこ・山菜類の放射性物質検査数 (精密)	1,255	763	林業振興課
うち基準値超過数 (点)	基準値超過 41	基準値超過 56	食産業振興課
きのこ・山菜類の放射性物質検査点数 (簡易)	186	144	
うち精密検査実施目安の超過数 (点)	目安超過 7	目安超過 5	

主な成果	平成27年度	令和元年度	担当課
野生鳥獣肉の放射性物質検査数(精密) うち基準値超過数(点)	138 基準値超過54	110 基準値超過 1	自然保護課
ニホンジカ肉の放射性物質全頭検査数 (精密) うち基準値超過数(点)	—	208 基準値超過 0	
流通食品の放射性物質検査数(精密) うち基準値超過数(点)	89 基準値超過 0	83 基準値超過 0	食と暮らしの 安全推進課
流通食品の放射性物質検査数(簡易) うち基準値超過数(点)	199 基準値超過 0	205 基準値超過 0	
学校給食食材の放射性物質検査数 (簡易) うち基準値超過数(点)	906 基準値超過 0	514 基準値超過 0	スポーツ健康課
給食一食分全体の放射性物質検査数 (簡易) うち基準値超過数(点)	3 基準値超過 0	2 基準値超過 0	子育て支援課

注1 精密検査の検査機器は、ゲルマニウム半導体検出器を使用。

注2 簡易検査の検査機器は、NaIシンチレーションスペクトロメータ、CsIシンチレーションスペクトロメータ等を使用。

注3 精密検査の基準値とは、食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」のこと。

飲料水10Bq/kg、牛乳・乳幼児食品50Bq/kg、一般食品100Bq/kg

注4 簡易検査の精密検査実施目安とは、スクリーニングレベルのことで、食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」の一般食品の1/2(50Bq/kg)のこと。

注5 野生鳥獣肉及びきのこ・山菜類の放射性物質検査における基準値超過品目は、既に国からの出荷制限指示を受けている品目も含む。

※1 県内主要魚市場等に簡易測定器を貸与

9 情報の収集、分析及び公開 2 - (1) -イ (施策27～28)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 令和元年度	目標値 令和2年度
食関連情報ウェブサイト「食材王国みやぎ」ホームページアクセス数 ※	340,940 (H25)	345,988	500,000

※ 基準値：みやぎICT推進プラン(2014～2016)

目標値：みやぎICT利活用推進プラン

(2) 実績数値(成果)

主な成果	平成27年度	令和元年度	担当課
食の安全安心ホームページアクセス数(件)	9,485	60,231	食と暮らしの 安全推進課
モニターだより発行回数(回)	3	3	
消費者モニターアンケート回答数(人)	420	529	
宮城県食品衛生監視指導計画パブリックコメント数(件)	42	24	
宮城県食品衛生監視指導結果の公表回数(回)	4	4	

10 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進 2 - (1) -ロ (施策29～31)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 令和元年度	目標値 令和2年度
県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる消費者モニターの割合(%)	37.2	50.2	70.0
学校給食の地場産野菜等の利用品目の割合(%)	28.0	29.2	40.0
宮城米を利用した米飯給食率(%)	100	100	100
「地域食と農の相談窓口」相談件数(件)	64	127	150
みやぎ食育コーディネーターによる食の安全安心に配慮した食育推進活動の参加人数(人)	458	1,511	1,000

(2) 実績数値(成果)

主な成果	平成27年度	令和元年度	担当課
食の安全安心セミナー開催回数(回)	3	3	食と暮らしの 安全推進課
食材王国みやぎ「伝え人」取組実績(件)	839	642	食産業振興課
高校生地産地消お弁当コンテスト応募数(件)	95	80	

1.1 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進 2-(1)-ハ(施策3.2~3.4)

(1) 主な数値目標 指標設定なし

(2) 実績数値(成果)

主な成果	平成27年度	令和元年度	担当課
消費者モニターアンケート(食と放射性物質について)回答者数(人)	420	529	食と暮らしの安全推進課
県企業局が実施する水道水の放射性物質測定数(件)	153 基準値超過	36 基準値超過	食と暮らしの安全推進課
うち基準値超過数(件)	0	0	
市町村が実施する水道水の放射性物質測定数(件)	1,545 基準値超過	588 基準値超過	
うち基準値超過数(件)	0	0	
住民持ち込み食材(非食品含む)等の放射性物質測定数(件)	3,151 基準値超過	711 基準値超過	原子力安全対策課
うち基準値超過数	219	18	

注1 水道水の基準値とは、食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」のこと。飲料水10Bq/kg

注2 住民持ち込み食材等の一般食品の基準値とは、食品衛生法に定める「食品中の放射性物質に関する基準値」を参考として運用。一般食品100Bq/kg

1.2 県民総参加運動の展開 2-(2)-イ(施策3.5~3.7)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 令和元年度	目標値 令和2年度
消費者モニターの活動(延べ参加)率(%)	81	87	85
食の安全安心取組宣言者数(者)	2,992	2,966	3,200
各種講習会の参加者数(人)	663	1,901	1,000

(2) 実績数値(成果)

主な成果	平成27年度	令和元年度	担当課
消費者モニター登録数(人)	913	1,035	食と暮らしの安全推進課
食の安全安心セミナー開催回数(回)(再掲)	3	3	
みやぎ出前講座開催回数(回)	6	11	

1.3 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映 2-(2)-ロ

(施策38～39)

(1) 主な数値目標

目標指標	基準値 平成26年度	実績値 令和元年度	目標値 令和2年度
地方懇談会の開催回数(回)	8	18	14

(2) 実績数値(成果)

主な成果	平成27年度	令和元年度	担当課
みやぎ食の安全安心推進会議(回)	4	3	食と暮らしの 安全推進課
食の110番への相談及び通報等(件)	702	964	
食品表示110番への相談及び通報等(件)	410	408	

1.4 体制整備及び関係機関等との連携強化 3-(1)-イ (施策40～45)

(1) 主な数値目標 指標設定なし

(2) 実績数値(成果)

主な成果	平成27年度	令和元年度	担当課
食の危機管理対応チーム会議開催回数(回)	12	12	食と暮らしの 安全推進課
食品表示110番情報交換会(回)	12	12	
宮城県食品表示監視協議会(回)	2	2	
みやぎ食の安全安心推進会議(回)(再掲)	4	3	

IV 施策の実施状況に対する「みやぎ食の安全安心推進会議」の評価

1 安全で安心できる食品の供給の確保……………【安全】に関する施策

(1) 生産及び供給体制の確立

施策の達成度 A

イ 生産者の取組への支援（施策1から施策4）

「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の周知は、PR販売会や「宮城県産特別栽培農産物推進店」登録など取り組みの成果は出てきているが、消費者も含めてさらなる普及活動の推進に努めていただきたい。農業生産工程管理（GAP）等の普及拡大については、着実に進められており評価できる。指導員資格の取得も順調に進んでいる。農薬の適正使用や牛のトレーサビリティシステム等については、予定通り進められており評価できる。

施策の達成度 A

ロ 安全安心な農水産物生産環境づくり支援（施策5から施策7）

カドミウム基準値超過米の発生抑制に関わる湛水管理を徹底したこと、また、カドミウム低吸収性イネ品種「東北228号」の現地実証も進んでいることなど、高く評価できる。家畜伝染病の発生予防については、早期発見と予防対策が徹底されており、高く評価できる。下痢性・麻痺性貝毒、ノロウイルスについては検査体制も整い、食中毒の未然防止が図られている点は評価できるが、発生原因の特定や対策は急務である。

施策の達成度 B

ハ 事業者に対する支援（施策8から施策9）

「HACCPに沿った衛生管理の制度化」の周知は図られてきているが、研修会参加施設は目標の半分に留まっており、理解度はまだまだ深まっていない。6月に施行がスタートしたがコロナ禍で周知が遅延することは避けなければならないので、遠隔による講習会等を活用するなど早急に対策を打って欲しい。地産地消推進店登録店舗数が増加し、県産食材の消費拡大が図られたことは大きく評価できるが、さらに発信力を高めて地域産業の活性化に寄与して欲しい。

施策の達成度 A

ニ 震災等からの復興に向けた支援（施策10から施策12）

被災した農林水産施設等の整備が着実な進捗、成果をあげていることは評価できる。引き続き、放射性物質検査を継続し、営農対策に活かすと共に、水産関係の施設整備、特用林産物の生産再開へ向けた作業を早急に進めて頂きたい。

(2) 監視指導及び検査の徹底

施策の達成度 A

イ 生産段階における安全性の確保（施策13から施策16）

農薬販売者及び農薬使用者、動物用医薬品販売業者、漁業養殖業者、肥料生産業者への立入検査や巡回指導、監視指導が適切に行われていることは評価できる。ただ、動物用医薬品販売の違反件数が増加していることから、監視の取り締まりだけではなく、適切な法制準拠の指導体制の継続を期待したい。高病原性鳥インフルエンザについては、定点並びに強化モニタリング、死亡羽数の報告等、早期発見の体制が維持されており、高く評価できる。

施策の達成度 A

ロ 流通・販売段階における安全性の確保（施策17から施策20）

食品営業施設への監視指導や食品検査体制が徹底され効果を上げている点は、高く評価できる。食肉、食鳥、魚介類処理施設の監視指導も徹底されており、宮城の食の安全安心に貢献している。米穀事業者の監視指導については記録書類の不備が32件あったとのこと、過去に事故米等での事件があったことから、更なる指導の強化、制度遵守の啓発をお願いしたい。

施策の達成度 A

ハ 食品表示の適正化の推進（施策21から施策23）

栄養成分表示の義務化など食品表示基準への移行経過措置期間をこの3月末で終え、監視指導の重要性は益々増している。食品表示ウォッチャーの適切なモニタリング調査により、食品表示適性店舗数の割合が向上したことは評価できるが、食品表示適正店舗数の割合が100%を達成できるようお願いしたい。また、食品表示に関する研修会の開催回数を目標数まで増やすと共に、食品表示ウォッチャーのスキルアップ研修も重要となるので、併せて進めて頂きたい。

施策の達成度 A

ニ 食品の放射性物質検査の継続（施策24から施策26）

県内の農林水産物、流通食品について放射性物質検査計画に基づく検査率が100%に達しており、計画的な検査が実施され公表していることは高く評価できる。ただし、きのこ・山菜類の基準値超過が現在も確認されていることから、検査の徹底と検査結果の情報公開を継続的に実施し消費者の不安解消に取り組むことを期待する。一方、学校給食については、児童生徒等のより一層の安全・安心を確保する観点から放射性物質検査を継続してほしい。

2 食の安全安心に係る信頼関係の確立……………【安心】に関する施策

(1) 情報共有及び相互理解の促進

施策の達成度 B

イ 情報の収集、分析及び公開（施策27から施策28）

「食材王国みやぎ」ウェブサイトは「食の安全・安心の確保」のコンテンツも充実してきており、食の安全安心に関する情報を迅速かつ効果的に発信及び提供を行ったことは評価するが、アクセス数が伸び悩んでいることが懸念される。ウェブサイトの見易さ、分かり易さを再点検し、効果的に情報発信が図れるよう努めて欲しい。食品衛生監視指導計画に基づく監視指導結果及び検査結果についても、適切に実施されており評価できるが、ウェブサイトでの公表が少し分かり難いとの意見もあることからさらなる改善して頂きたい。

施策の達成度 A

ロ 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進（施策29から施策31）

消費者モニターの「県からの情報提供に関する満足度」が昨年より低下し50.2%となっていることについては、原因を究明し対策を練ってほしい。学校給食の地場野菜等の利用割合は昨今伸び悩んでいる状況にある。給食施設のセンター化などから現場対応が難しい状況であるが、市町村間での格差もあることから、先進地域での取組等を参考にしながら進めて頂きたい。みやぎ食育コーディネーターによる食の安全安心に配慮した食育推進活動の参加者の大幅な増加など、県民の食への関心の高まりが現れていることは評価できる。「すくすくみやぎっ子通信」については、良いコンテンツであるので継続的に実施してほしい。「みやぎ水産の日」については、かなり浸透してきており良いPRとなっているが、魚介類についての知識、情報の少ない子ども

もや若い主婦層に対しての情報提供の機会とも捉え、料理教室や食育講話などの企画も引き続き期待したい。

施策の達成度 A

ハ 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進（施策32から施策34）

放射性物質に関する情報については、ポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」で適切に行われていることに加えて、「放射線・放射能に関するセミナー」では放射線測定器を使用した測定実演、「食の安全安心セミナー」では学識経験者、生産者、事業者、消費者などのパネリストと参加者との意見交換により、理解・促進が図られたことは、リスクコミュニケーションが定着してきたと高く評価できる。能動的な消費者を育むためにも、更なる学習機会の充実を期待したいが、コロナ禍で大人数によるセミナーの開催が難しくなることも予想されることから、遠隔による開催等の検討もお願いしたい。

(2) 県民参加

施策の達成度 A

イ 県民総参加運動の展開（施策35から施策37）

消費者モニターの活動率は着実に増加している点、食の安全安心に関する講習会の参加者数が大幅に増加している点等、県民の食の安全・安心への関心の高まりの現れであり、高く評価できる。

その一方で、毎年若い消費者世代の参加やアンケート回答割合に依然偏りが見受けられることから、更なる改善が求められる。一般県民の若い消費者、特に食の安全安心に鋭敏な若い主婦・子育て層の意見を取り入れることのできる簡易な新しい仕組み作りも必要なのかもしれない。

知識習得のための各種講習会、みやぎ出前講座、地方懇談会等については、素晴らしい取り組みであるが、今後はコロナ禍で大人数による開催が難しくなることも予想されることから、遠隔システムによる開催等の検討もお願いしたい。

施策の達成度 A

ロ 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映（施策38から施策39）

消費者モニターアンケートの回収率が依然低調であることから、内容や回収方法等の見直しを図り向上させる必要がある。地方懇談会の開催回数や延べ参加者数が増加していることは評価できるが、今後はコロナ禍で大人数による開催が難しくなることも予想されることから、遠隔システムによる開催等の検討もお願いしたい。「食の110番」への相談及び通報は増加しており、リスク管理の一つの仕組みとして十分機能している。県民の食の安全・安心への関心の高まりであるので、評価できる。

3 食の安全安心を支える体制の整備……………【 協働 】に関する施策

(1) 体制整備及び関係機関等との連携強化

施策の達成度 A

イ 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進（施策40）

施策の達成度 A

ロ みやぎ食の危機管理基本マニュアル等（個別のマニュアルを含む）による迅速な対応（施策41）

施策の達成度 A

ハ 食の安全に関する調査・研究の充実（施策42）

施策の達成度 A

ニ 食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実（施策43）

施策の達成度 A

ホ 国，都道府県，市町村，関係団体との連携（施策44）

食の安全安心を支える体制整備が進み，着実に食の安全安心の確保に繋がっている。食の安全安心は県民のみならず，日本・世界の各地から訪れる人々にとっても重要な情報と成り得る。世界標準の品質保証システムであるHACCPの制度化により，より一層食の安全安心が担保されるだろう。今後も，国はもとより，市町村，関係機関と密に連携・協働すると共に，食の安全に関する調査・研究にも注力して，みやぎ食の安全安心推進取組の継続に邁進していただきたい。

V 資料編

1 用語集

あ

● アレルゲン

アレルギーなどの過敏症を起こす物質のことで、アレルゲンを含む食品が原因の健康被害が多く見られることから、アレルゲンの表示が平成14年に法制化されました。消費者庁では、食物アレルギーを起こす頻度が高いものや重篤(病状が著しく重い)度を勘案して、7品目(えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生)を「特定原材料」として表示を義務付け、また、それらに準ずるものとして、21品目(アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン)について表示を奨励しています。

● 遺伝子組換え食品

遺伝子の本体であるDNA(デオキシリボ核酸)に人為的な操作を加え、ある生物の遺伝情報を別の生物のDNAに導入し、その生物に新たな性質を与える技術を「組換えDNA技術」といいます。この技術を用いて品種改良、新規開発した農作物を遺伝子組換え作物といい、そのもの、又はそれを原材料とした食品を遺伝子組換え食品といいます。

遺伝子組換え食品は安全性審査が義務化されており、未審査のものは輸入、販売等が禁止されています。また、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ及びこれらの加工食品について、遺伝子組換え食品を使用している場合は「遺伝子組換え」、使用の有無が不明の場合は「遺伝子組換え不分別」と表示することが義務付けられています。

また、任意表示として、意図せざる混入を5%以下に抑えている農作物並びにそれらを原料とする加工食品について「遺伝子組み換えでない」等の表示が可能でしたが、食品表示基準の改正により「分別生産流通管理された旨」の表示を行うこととされました(令和5年4月完全施行)。

● 牛海綿状脳症(BSE)

B o v i n e . S p o n g i f o r m . E n c e p h a l o p a t h y の頭文字をとっています。

牛の脳がスポンジ状になり、起立不能や行動異常等の神経症状を示し、発病後2週間から6か月で死に至ります。異常プリオンを含む脳や脊髄等を使用した肉骨粉を含む飼料を原因として感染が広まったといわれています。また、人への感染も示唆されており、変異型クロイツフェルトヤコブ病の原因ともいわれています。

1990年代欧州(特に英国)で流行し、日本では平成13年9月に初めて確認され、同年10月から全国でBSE全頭検査が実施されました。その後飼料規制や特定危険部位の除去等対策がなされたことから発生数は世界的に激減し、検査対象月齢の引き上げが暫時行われました。平成25年7月1日から、検査対象月齢が48か月齢超に変更されたことを機に、全頭検査は廃止となりました。と畜場では、平成29年4月より、と殺・解体される24か月齢以上の神経症状等が疑われる牛が検査対象とされています。

● エコファーマー

環境と調和した農業生産をより一層推進するため、平成11年に「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」が制定されました。この法律は、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料や化学農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入しようとする農業者に対し、支援を行うものです。

この法律に基づいて、知事の認定を受けた農業者を「エコファーマー」と呼びます。

● オイスターGメン(輸入生かき偽装防止特別監視員)

輸入生かき混入(偽装)を防止し、宮城のかきの信頼回復を図るため、県内のかき仲

買・袋詰め業者が偽装防止などを目的に設立した「宮城県産生かき適正表示協会」に加盟し県内で生かきを取り扱う仲買・袋詰め業者を主な対象として、抜き打ち調査等を行うものです。

か

● 貝毒

二枚貝類（ホタテガイ、カキ、アサリ等）は、海水中のプランクトンを餌にしていますが、海水中には時として有毒なプランクトンが発生します。それを摂取した二枚貝類は、その毒成分を体内に蓄積し、それが原因となって本来無毒である二枚貝類が毒化します。これが貝毒です。

貝毒にはまひ性貝毒と下痢性貝毒の2種類があり、各々規制値が定められています。まひ性貝毒は可食部k gあたり4MU（マウスユニット）、下痢性貝毒ではOA群（オカダ酸群）について可食部k gあたり0.16mgを超えると出荷が規制されます。

貝毒は海水中の有毒プランクトン濃度が低くなりますと、徐々に二枚貝類の体内から排出されて消失します。

● GAP（農業生産工程管理）

ギャップと呼ばれています。Good（良い）Agricultural（農業）Practice（やり方）の頭文字をとっています。農林水産省は「農業生産工程管理」、日本GAP協会は「適切な農場管理と実践」と訳しています。

農業生産現場において、農産物の安全性確保などを主な目的とし、生産から出荷の段階で想定される危害などの農業生産管理ポイントを整理し、それを実践・記録する取組のことです。

● 牛トレーサビリティ法（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法） （平成15年6月11日法律第72号）

平成13年9月に国内で初めて発生した牛海綿状脳症（BSE）への対応策として平成15年6月に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛トレーサビリティ法）が制定されました。この法律は、現存する牛や消費者の元に届いた牛肉について、そこに至るまでの経過を追跡・遡及することを可能とするために制定されました。

これにより、国内に現存する全ての牛はそれぞれ固有の個体識別番号を付与され、この番号に基づいた各種情報の管理が義務付けられています。

● 景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）（昭和37年5月15日法律第134号）

一般消費者の利益の保護を図るため、不当な顧客の誘引を禁止する法律。表示されている内容が実際のものより著しく優良であると誤認を招くような表示や、取引条件が実際のものより著しく有利であると誤認を招く表示を不当表示として禁止するほか、過大な景品類の提供を禁止することで、一般消費者による利益の保護を目的としています。

● 健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）

わが国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的として、平成14年8月に制定され、平成15年5月1日に施行されたものです。

特別用途表示について規定する食品関係の内容としては、健康保持増進の効果などについての虚偽または誇大な広告等の表示の禁止などについて規定しています。

● 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザは鳥インフルエンザのうち、発症すると致死率が100%に近く、鶏、七面鳥、うずら等が感染すると、全身症状を起こし、神経症状（首曲がり、元気消失等）、呼吸器症状、消化器症状（下痢、食欲減退等）等が現れ、鳥に対して特に高い病原性を示す特定のウイルスによる疾病です。

なお、わが国ではH5亜型、H7亜型のA型インフルエンザのうち、鶏への病原性確認検査又はウイルス遺伝子分析により病原性が高いと判断されたものを高病原性インフルエンザ、病原性が低いと判断されたものを低病原性鳥インフルエンザとしています。

高病原性鳥インフルエンザが、食品を介して人に感染する可能性は、現時点ではないものと考えられており、鶏卵や鶏肉を介した感染例は世界的にも報告されていません。鳥インフルエンザウイルスは適切な加熱により死滅するとされており、一般的な方法として、食品の中心温度を70℃に達するように加熱することを推奨しています。

● コーデックス委員会（CODEX ALIMENTARIUS COMMISSION CAC）

コーデックス委員会はFAO/WHO合同食品規格計画の実施機関として、1962年に、FAO（国連食糧農業機関）とWHO（世界保健機構）が合同で設立した国際政府間組織で、その設置目的は、国際食品規格の策定を通じて、消費者の健康を守るとともに、食品貿易における公正を確保することです。

コーデックス委員会が策定した食品規格は、WTO（世界貿易機関）の多角的貿易協定のもとで、国際的な制度調和を図るものとして位置付けられています。事務局はイタリアのローマに置かれており、2014年5月現在の加盟国は185カ国及び1機関で、我が国は1966年に加盟しています。

● 米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律） （平成21年4月24日法律第26号）

お米、米加工品に問題が発生した際に流通ルートをやや速やかに特定するため、生産から販売・提供までの各段階を通じ、取引等の記録を作成・保存することを定めた法律。

対象事業者は、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行うすべての方（生産者を含む）。

さ

● 残留農薬

「残留農薬」とは、農薬の使用に起因して食品に含まれる特定の物質をいいます。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないように、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」において農産物に残留する農薬の成分である物質の量の限度が定められています。残留農薬基準を超えるような農薬が残留している農産物は販売禁止等の措置が取られることとなります。

● JAS法（日本農林規格等に関する法律）（昭和25年5月11日法律第175号）

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し普及させることを目的とした法律。

平成27年4月1日の食品表示法施行までは「JAS規格」と「品質表示基準」の2つの制度を定める「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」という名称でしたが、食品表示法の施行により、食品の品質表示に関する部分が食品表示法に統合されました。

● 食育

食育とは、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、生きる上での基本となるものです。

● 食材王国みやぎ地産地消推進店

地産地消に積極的に取り組んでいる飲食店及びホテル、旅館等の宿泊施設を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、その情報を広く発信することにより、多くの方々に県産の食材を食していただき、その認知度の向上と消費拡大を図っています。

● 食中毒

食中毒の原因となる細菌、ウイルスが付着した食品や、有毒・有害な物質が含まれた食品を食べることによって、下痢、おう吐、腹痛、発熱などの健康被害が起こることです。

食中毒の原因の多くは、細菌やウイルス、寄生虫により引き起こされています。

原因となる細菌の主なものにはカンピロバクター、サルモネラ、腸炎ビブリオ、黄色ブドウ球菌、腸管出血性大腸菌O157等があります。

食中毒を起こすウイルスとしては、ノロウイルスやサポウイルスなどがあり、近年ではアニサキスやクドア・セプテンクンプタータなどの寄生虫を原因とする食中毒も多発しています。

他にも、毒キノコや貝毒、フグ毒などによる自然毒食中毒、洗剤や農薬などの化学物質の混入による化学性食中毒があります。

なお、食べ過ぎ、飲み過ぎによる体調不良、ビタミン欠乏による栄養障害、食品中に混入したガラス、針などの異物による物理的・機械的障害、熱いものの摂取によるやけどなどは食中毒に含まれません。

● 食鳥検査

平成2年6月29日「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」（食鳥検査法）が公布され、それまで「食鳥処理加工指導要領」により実施していた全羽自主検査が、平成4年4月1日から、食鳥検査に変更されました。年間30万羽を超える処理を行う食鳥処理場では、都道府県知事の検査として、獣医師である食鳥検査員の検査を受けなければならないことになりました。

また、30万羽以下を処理する食鳥処理場では、都道府県知事の認定を受けた事業者が確認規定に従い、基準に適合していることを確認しています。

● 食鳥検査員

食鳥検査員は、都道府県知事が指定する、食鳥処理場で処理される食鳥の検査及び衛生指導等の職務に従事する都道府県の職員（獣医師）。本県では、食肉衛生検査所及び仙南保健所、塩釜保健所岩沼支所に配置しています。

● 食鳥処理場

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（食鳥検査法）に基づき、食用に供する目的で食鳥（鶏、あひる、七面鳥等）をと殺し、羽毛を除去し、食鳥と内臓を摘出する行為を行う施設をいいます。

● 食鳥処理法（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律）

（平成2年6月29日法律第70号）

「食鳥処理の事業について公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ること。」を目的として、平成2年に制定され、食鳥処理業の許可、食鳥検査、食鳥処理業者の遵守事項等について規定されています。

● 食品安全委員会

食品安全基本法に基づき内閣府に設置された委員会で、健康への悪影響について科学的評価（食品健康影響評価）を実施し、それに基づいた勧告を行う他、消費者、食品関連事業者などの関係者相互における幅広い情報や意見の交換、重大な食品事故の発生等の緊急事態への対応を行う機関です。7名の委員から構成され、その下に専門調査会が設置されています。

● 食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）

食品の安全性の確保を総合的に推進することを目的として平成15年5月に制定されました。

この法律に基づき、食品健康影響評価を専門的に行う「食品安全委員会」が内閣府に設置されており、食品健康影響評価に基づき、各省庁では安全確保のための規格基準を定めるなど具体的な施策を策定し、実施します。

また、情報の公開、関係者相互の情報・意見の交換促進についても規定されています。

● 食品衛生監視員

都道府県知事等に任命され、食品に起因する衛生上の危害を防止するために、食品関連営業施設等の監視指導、食品、添加物等の収去検査、HACCPなどの高度衛生管理方式の普及等の職務に従事する、薬剤師・獣医師等の任用資格を持った都道府県等の職員で、保健所や食肉衛生検査所等に配置されています。

● 食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）

「飲食に起因する衛生上の危害の発生を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」を目的に制定された法律です。平成30年6月には、広域的な食中毒事案への対策強化やHACCPによる衛生管理の制度化、許可業種の再編など、近年の食を取り巻く環境変化や国際化等に対応し食の安全を確保する目的で改正が行われています。

● 食品添加物

食品添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいい、保存料、甘味料、着色料等が該当します。厚生労働大臣が定めたもの以外の添加物並びにこれを含む製剤及び食品の製造、輸入、使用、販売等は禁止されており、この指定の対象には、化学的合成品だけでなく天然に存在する添加物も含まれます。

● 食品表示ウォッチャー

食品表示法に基づく食品表示の一層の適正化を図るため、県民（消費者モニター登録者）から食品表示ウォッチャーを募集し、食品販売店における日常の買い物等を通じて食品表示のモニタリングを実施するとともに、その結果を県に報告していただくものです。県は、その情報に基づき調査・指導などを行います。

● 食品表示法（平成25年6月28日法律第70号）

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度とするため、平成27年4月から施行された法律です。食品表示法では、これまで任意制度とされていた栄養成分の表示が、原則全ての加工食品で義務化されたほか、機能性表示食品制度が新たに創設されました。

● 飼料安全法（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）

（昭和28年4月11日法律第35号）

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検

定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定を目的とした法律です。有害物質を含む飼料等の製造、輸入、販売、使用（家畜等への供与）の禁止、家畜等に飼料供与した場合の飼料の種類、使用年月日、場所、家畜の種類、使用量等の記録とその保管などについて規定しています。

た

● 腸管出血性大腸菌^オ O157

大腸菌は、家畜や人の腸管内にも存在し、ほとんどのものは無害ですが、一部のものは、人に急性の下痢や胃腸炎等の消化器症状や合併症を引き起こすことがあります。病原大腸菌あるいは下痢性大腸菌と呼ばれています。そのうち毒素（ベロ毒素）を産生し、出血を伴う腸炎や溶血性尿毒症症候群（HUS）を起こす大腸菌を腸管出血性大腸菌といいます。この菌による感染症の典型的臨床症状は出血性大腸炎で、血清型が（O157：H7）の菌を特に腸管出血性大腸菌O157と呼びます。この菌による食中毒事件は、米国のハンバーガーによる大規模な食中毒事件があり、4名の死者を出したことで予防対策がとられるようになりました。このほかにも同様の症状を現すものとしてO26、O111などがあります。

日本では、平成8年に全国で腸管出血性大腸菌O157による食中毒事件が多発し、社会問題になりました。

● 動物用医薬品

専ら動物に用いられる医薬品（抗生物質や寄生虫駆除剤など）であり、動物の病気の治療または予防に使用されています。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき使用が規制されており、対象動物、用法及び用量、使用禁止（出荷制限、休薬）期間など使用者が守る基準が定められています。

● 特別栽培農産物

その農産物が生産された地域で慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況に比べて、農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素分量が50%以下の双方の条件を満たして栽培された農産物をいいます。

県では、この条件を満たした農産物を認証する制度（「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」）を設けており、認証を受けた農産物には県が指定する認証マークを付けて出荷することができます。これにより、消費者に対する信頼性の確保と環境保全型農業の取組の拡大を図っています。

● 特用林産物

食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。

● 特用林産物の生産工程管理（放射性物質汚染対策）

しいたけ等の原木栽培きのこ類の出荷制限（自粛）解除及び解除後の安全・安心なきのこ生産に必要な条件とされるもので、生産者が安全・安心な資機材を用いて、極力、放射性物質の影響を受けない作業方法による栽培を実行すること。

生産者は、現地に応じた作業方法や必要な資機材を取りまとめ、かつ、作業が漏れなく実行されているかについて、チェックシートや作業日誌などにより確認することによって、放射性物質汚染の恐れのない栽培きのこ生産に取り組みます。

県では、「きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル」（原木きのこ栽培管理基準）と「原木きのこ栽培管理チェックシート兼作業日誌」を定め、原木の購入、植菌、ほだ木の伏せ込み、発生、収穫、出荷までの全ての工程で安全・安心な栽培のために必要な

取組事項を生産者に示しています。また、生産者が行う生産工程管理の実施状況については、県が確認することとしています。

● 特用林産物の出荷制限・出荷制限解除

放射性物質モニタリング検査によって、食品衛生法に基づく基準値を超過する食品が確認された場合、県が市町村等に該当品目の出荷自粛を要請します。出荷自粛品目の基準値超過に地域的な広がりがある場合は、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が知事に対して地域及び品目単位で出荷制限を指示します。

出荷制限指示を受けた食品については、経年的な放射性物質の濃度の低下や適切な生産工程管理の実施など品目毎に定められる条件を満たした上で、放射性セシウムの検査結果が安定して低水準であることが確認された場合、知事からの申し出により、原子力災害対策本部長が制限を解除します。

令和2年3月末現在、本県では、21市町村において露地栽培の原木しいたけが出荷を制限されているほか、野生きのこや施設栽培の原木しいたけ等のきのこ類4品目、たけのこ等の山菜類5品目について、出荷制限又は自粛の措置が講じられています。一方これまでに、原木しいたけ（露地・施設）、原木むきたけ、原木なめこ、たけのこ、くさそてつ（こごみ）、たらめめで、一部出荷の制限や自粛が解除されています。

● と畜場

と畜場法に基づき、食用に供する目的で獣畜（牛、馬、豚、山羊、羊）をと殺し、または解体するために設置された施設をいいます。

● と畜場法（昭和28年8月1日法律第114号）

「と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、もって国民の健康の保護を図ること。」を目的として昭和28年に制定され、と畜場の設置の許可、と畜場の衛生管理、と殺または解体の検査等について規定されています。

● トレーサビリティ（システム）

トレーサビリティとは、trace（追跡）とability（可能）を合わせた言葉で、食品の生産、加工、流通等の各段階で、原材料（食品）が、いつ、どこで、どのように生産・流通・加工されたかについて、追跡又は遡って調査できる仕組みをいいます。食品事故が発生した場合の迅速な回収や、原因究明により危害の未然防止・拡大防止への活用が期待されます。

また、最近では、食品を購入した消費者がその生産履歴等をITなどの活用により知ることができるシステムが開発されており、消費者への情報提供の面からも活用が期待されています。その一方で、コストを誰が負担するのか、導入しても実質的な活用があるのかといった課題もあります。

なお、国産牛肉及び米については、トレーサビリティに取り組むことが義務づけられています。

な

● 農薬

農薬取締法において、農薬とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下、「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物またはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤および農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤と定義されています。

また、農作物等の害虫を食べるクモなどの天敵も農薬とみなすとされています。

用途別に見ますと、害虫を防除する殺虫剤、農作物等にとって有害な菌細菌や糸状菌を防除する殺菌剤、雑草を防除する除草剤、種なしぶどうなどを作る際に用いられるいわゆる植物成長調整剤などがあります。

現在栽培されている農作物等の中には、農薬を使用しなければ、ほとんど収穫できないもの（例：りんご、もも）もあることから、病気や害虫、また雑草の害を食い止め、品質のよい農作物等を安定的に供給するために農薬が使われています。また、真夏の草取りなど、農作物等の生産者の過重な労働の軽減にも役立っています。

国内で農薬を使用する場合は、農薬取締法に基づき登録された農薬でなければなりません。農薬取締法では、農薬登録時に定められた使用方法を遵守しなければならないこととされています。（使用基準）

食品衛生法に基づき食品中に残留する農薬の残留基準を設定し、安全確保を図っています。

● 農薬管理指導士

農薬取締法に基づき農薬の安全使用や保管管理について適正になされるとともに、使用者等に対し適切に指導できるよう農薬販売業者やJA職員等農薬の専門知識を有する必要がある方々を対象として、県が研修を実施し、試験を経て認定しています。

● 農薬取締法（昭和23年7月1日法律第82号）

農薬について登録制度を設け、販売及び使用の規制を行うことにより、農薬の適正使用の確保等を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全を目的とした法律です。

農薬の登録制度では、国に登録された農薬のみが製造、輸入、販売、使用できる仕組みになっています。また、薬効、薬害、毒性、残留性等試験の結果を基に、その農薬を使用できる作物、使用量、濃度、使用時期、使用回数等の使用に関する基準が定められています。

● ノロウイルス

ヒトの小腸粘膜で増殖するウイルスで他の食中毒菌と異なり食品中では増殖しません。二枚貝の生食や調理従事者からの二次汚染などが感染の原因となります。逆性石けんやエタノールに抵抗性があるため、器具や床の消毒には高濃度の次亜塩素酸ナトリウムを用いる必要があります。少量のウイルスでも発症します。

潜伏時間は24～48時間で、主症状は下痢、吐き気、嘔吐、腹痛、発熱（38℃以下）など風邪に似た症状を呈し、冬場に多く発生する傾向があります。

感染者からの飛沫等により感染する場合がありますことから、食中毒との判別には慎重を要します。

平成9年5月に改正された食品衛生法施行規則で、食中毒病因物質に小型球形ウイルス（SRSV）が追加され、さらに平成15年8月の改正で、この病因ウイルス名が小型球形ウイルス（SRSV）からノロウイルス（NV）に変更されています。

は

● HACCP（危害分析重要管理点）

ハサップと呼ばれています。H a z a r d A n a l y s i s a n d C r i t i c a l C o n t r o l P o i n tの頭文字をとっています。

米国航空宇宙局（NASA）における宇宙食の製造に当たって、食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法として開発されました。この衛生管理手法は、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある危害について、あらかじめ調査・分析（H a z a r d A n a l y s i s）し、この分析結果に基づいてより安全性が確保された製品を得るために特に厳重に管理する必要がある段階を重要管理点（C r i t i c a l C o n t r o

1 Point)と定め、これが遵守されているかどうかを常時監視することにより、製造工程全般を通じて製品の安全性を確保する手法です。

平成30年6月の食品衛生法改正により、令和3年6月より全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理を行うことが制度化されました。

● HACCP導入・実践支援制度（みやぎチャレンジHACCP）

平成30年の食品衛生法の改正により、令和3年6月から全ての食品等事業者に「HACCPに沿った衛生管理」が求められることとなったことを受け、現行のみやぎHACCPに代わり食品等事業者のHACCP導入及び実践を支援するための制度として創設された制度です。

HACCP未導入事業者については、衛生管理計画及び手順書の作成を、導入済み事業者については記録の作成・保管と衛生管理計画や手順書等の検証及び見直しといった支援を行います。

また、事業者等からの要望に応じ、HACCPに関する制度説明や導入実践等に関する説明会を実施します。

● BSEスクリーニング検査

牛がBSEに感染していないかどうかを、牛の脳の一部（延髄）を取り出して、そこにBSEの原因と考えられる異常プリオンがあるかないか調べるための一次検査です。

国内では、初のBSE感染牛が確認されて以降、平成13年10月18日から、と畜場でと殺解体されるすべての牛について全国の食肉衛生検査所等において実施されてきました。検査対象月齢は、段階的に引き上げられたものの、牛の全頭検査は継続されました。

その後、国内外のリスクが大きく低下してきたことを踏まえ、食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、平成25年7月1日から、国産牛のBSE検査対象月齢が48か月齢超に引き上げられました。平成29年4月1日からは、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則を改正して、健康と畜牛のBSE検査を廃止しましたが、今後も生体検査において神経症状及び全身症状（特定症状）を呈するものに対するBSE検査は継続されます。

ま

● 宮城県食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき都道府県等が実施する監視指導等について、厚生労働大臣が定める食品衛生監視指導指針を踏まえて、都道府県知事等が毎年計画を定めるものです。

地域の実情を踏まえた食品衛生関係施設に対する重点的、効率的かつ効果的な監視指導のほか、流通する食品の検査、自主衛生管理の指導なども含めて計画を策定します。

● 宮城県産かき適正表示協会

宮城県産食品に係る表示の適正化を推進し、消費者の信頼を得るため、業者自らが自主基準を制定し、これを県が認証する制度である「宮城県産食品に係る適正表示協会制度」（平成14年9月24日設置）に基づき、宮城県産かきに係る食品表示の適正化のために、県内のかき仲買・袋詰め業者により平成14年10月4日に設置されたものです。

● みやぎ食の安全安心県民総参加運動

「みやぎ食の安全安心推進条例」に基づき、「安全で安心できる食」の実現を目指し、食の安全安心確保対策が、持続的かつ着実な取組が図られるよう「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」及び「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」を中心に、消費者、生

産者・事業者及び行政の協働した取組として県民総参加運動を展開するものです。

● みやぎ食の安全安心消費者モニター制度（消費者モニター）

消費者の役割を自らの行動により積極的に果たす人材を育成するとともに、多くの消費者の目で食の安全安心を確認することを目的として、県内に住む食の安全安心に関心のある消費者の方々に消費者モニターとして登録してもらい、正確な知識の習得、日ごとの情報収集、県への情報提供、各種講習会等への参加等の活動を行ってもらうものです。

● みやぎ食の安全安心取組宣言事業

生産者・事業者の食の安全安心に関する取組を消費者に伝えることにより、自らの食の安全安心への意識の高揚を図り、消費者が食品を選択し購入する際の目安を提供することを目的としているものです。生産者・事業者は、県のガイドラインに従い自主基準を定め、その基準を公開するとともに、県が認めたロゴマークを使用して、食の安全安心の取組を広く県民にPRします。

● みやぎ食の危機管理基本マニュアル

食の危機の未然防止を図るとともに、危機発生時においては、迅速かつ適切な危機対応を行い、県民の食の安全安心の確保と風評被害による経済的損失を最小限に止めることを目的とするものです。マニュアルでは、危機の未然防止に向け、食の危機管理対応チームを設置し、非常時のみならず平常時においても情報の収集、共有化、必要な庁内調整等を行うこととしております。

● みやぎ食品衛生自主管理認証制度

HACCPの普及推進による食品の安全性を向上させることを目的として、平成16年にスタートした事業です。平成27年度には、事業者のHACCP導入・実践の度合いに応じステップ1～3、プレミアムの4段階の認証を行う制度として再編しました。

平成30年の食品衛生法改正により、原則全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を行うことが制度化されたことを受け、令和2年3月31日を持って認証申請の受付を終了し、令和2年5月末にて事業廃止となります(事業廃止後も、認証期間満了日までは有効)。

● みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度

食料に対する安全性や環境問題への関心の高まりに応えるため、宮城県では一定の要件のもとで農薬や化学肥料の使用を低減して栽培された農産物（特別栽培農産物）を4つの区分（農薬化学肥料不使用栽培農産物、農薬不使用化学肥料節減栽培農産物、農薬節減化学肥料不使用栽培農産物、農薬化学肥料節減栽培農産物）で認証しています。

ら

● リスク (Risk)

食品中にハザード（危害要因）が存在する結果として生じる健康への悪影響の起こる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）をいいます。

● リスク管理 (Risk Management)

リスク評価に基づき、すべての関係者と協議しながらリスク低減のための複数の政策・措置について技術的な可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、実施することをいいます。政策・措置の見直しも含まれます。

● リスクコミュニケーション (Risk Communication)

リスク評価（後記）やリスク管理を行う中で、生産者から消費者に至るすべての関係者との間で、リスクに関する情報・意見交換を行う過程をいいます。

● リスク評価（R i s k A s s e s s m e n t）

食品に含まれるハザード（危害要因）を摂取することによって、どの位の確率でどの程度の健康への悪影響が起き得るかを科学的に評価することをいいます。

● リスク分析（R i s k A n a l y s i s）

食品を通じてハザード（危害要因）を摂取することによって健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合において、その発生を防止又は抑制する全過程をいいます。可能な範囲で、食品事故を未然に防止したり、悪影響の起こる確率や程度を最小限にすることなどを目的としています。

みやぎ食の安全安心推進条例

平成16年3月23日
宮城県条例第31号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 食の安全安心基本計画（第6条）
- 第3章 食の安全安心の確保に関する施策（第7条—第14条）
- 第4章 みやぎ食の安全安心推進会議（第15条—第20条）
- 第5章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県民の生命及び健康に関する権利の重要性にかんがみ、県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性及び信頼性（以下「食の安全安心」という。）の確保に向け、県及び生産者・事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、県、生産者・事業者及び消費者（以下「関係者」という。）による協働した取組を促進する施策の方針を定めることにより、食の安全安心の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除く。）をいう。
- 二 生産者・事業者 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第8条第1項に規定する食品関連事業者をいう。
- 三 関係法令 食品安全基本法、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、肥料取締法（昭和25年法律第127号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、と畜場法（昭和28年法律第114号）、水道法（昭和32年法律第177号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、食品表示法（平成25年法律第70号）その他食の安全安心に関連する法令（条例及び規則を含む。）で現に効力を有するものをいう。

（県の責務）

第3条 県は、食の安全安心の確保に関しては県民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、施策を実施しなければならない。

2 県は、国及び市町村との役割分担を踏まえて、食品の生産から販売及び消費に至る一連の過程（以下単に「一連の過程」という。）において、必要な食の安全安心の確保に関する施策を適切に実施しなければならない。

（生産者・事業者の責務）

第4条 生産者・事業者は、関係法令を遵守し、安全で安心できる食品が消費者に提供されるよう必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、生産者・事業者は、県が第3章の規定に基づいて実施する食の安全安心の確保に関する施策及び措置に協力する責務を有する。

（消費者の役割）

第5条 消費者は、食の安全安心に関する正しい知識を身に付けるとともに、生産者・事業者及び関係行政機関に対し、意見を述べ、又は提案を行うように努めることによって、食の安全安心の確保に関し、積極的役割を果たすものとする。

第2章 食の安全安心基本計画

第6条 知事は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食の安全安心の確保に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食の安全安心の確保に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、みやぎ食の安全安心推進会議の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 食の安全安心の確保に関する施策

(生産及び供給体制の確立)

第7条 県は、生産者・事業者が安全で安心できる食品を生産し、及び供給するための体制の確立に関する必要な施策を実施するものとする。

(監視、指導及び検査の強化)

第8条 県は、食品の安全性、食品の表示の適正化等について、一連の過程において一貫した監視、指導及び検査に関する必要な施策を実施するものとする。

(情報の共有及び相互理解の促進)

第9条 県は、食の安全安心の確保に関し、情報の収集、分析及び公開に努め、関係者間の情報の共有及び消費者と生産者・事業者との相互理解の促進に関する必要な施策を実施するものとする。

(体制の整備及び連携の強化)

第10条 県は、食品の安全性を確保するための試験研究体制の整備並びに食品の摂取による県民の健康に係る重大な被害の発生の未然防止及び当該被害の拡大を防止するための緊急の対処に係る体制の整備に関する必要な施策を実施するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、県は、食の安全安心の確保に関し、一連の過程において適切な施策を実施するため、国、他の都道府県、市町村等との密接な連携に努めなければならない。

(県民参加)

第11条 県は、食の安全安心の確保に関し、県民が幅広く主体的に関わることができるよう、県民の参加の促進に関する必要な施策を実施するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、県は、食の安全安心の確保に関し、広く県民の意見を求めるための必要な措置を講じ、施策に反映するよう努めるものとする。

(危害情報の申出)

第12条 県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品についての情報を入手した場合は、県に対して適切な対応をするよう申出をすることができるものとする。

- 2 県は、前項の申出があったときは、当該申出に係る事実を確認するため必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、関係法令に規定する必要な手続をとるものとする。

(自主基準の設定及び公開)

第13条 生産者・事業者は、県民の安全で安心できる食品の選択に資するため、知事が別に定めるところにより、自らが提供する食品の安全性及び信頼性に関する基準の設定及び公開並びにその遵守に努めなければならない。

- 2 県は、前項の規定により生産者・事業者が行う基準の設定及び公開を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(議会への報告)

第14条 知事は、毎年度、食の安全安心の確保に関して講じた施策を議会に報告するとともに、公表するものとする。

第4章 みやぎ食の安全安心推進会議

(設置等)

第15条 知事の諮問に応じ、食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議するため、みやぎ食の安全安心推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項に関し、情報及び意見の交換を行い、必要があると認めるときは、知事に建議することができる。

一 食の安全安心の確保に関する県の施策及び施策の評価に関すること。

- 二 食の安全安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関すること。
- 三 食の安全安心の確保に関する県民参加の促進に関すること。
- 四 その他食の安全安心の確保の推進に関すること。

(組織等)

第16条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 消費者を代表する者
- 三 生産者・事業者を代表する者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第19条 推進会議は、必要があると認めるときは、議事に関係する者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(会長への委任)

第20条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているみやぎ食の安全安心アクションプラン（政策及び施策の基本的な方向を定めた部分に限る。）は、第6条第1項の基本計画とする。

(検討)

3 県は、この条例の施行後3年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

みやぎ食の安全安心推進会議の委員	出席一回につき	11,600円	5	級
------------------	---------	---------	---	---

附 則（平成26年宮城県条例第63号）

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成27年宮城県条例第19号）

この条例は、公布の日又は食品表示法（平成25年法律第70号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

附 則（平成29年宮城県条例第69号）

この条例は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成29年法律第70号）の施行の日から施行する。

(施行の日=平成30年4月1日)